

檜原村国土強靱化地域計画

令和 4年 3月

檜 原 村

目 次

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ等	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	2
第2章 檜原村の概況	3
1 自然的環境.....	3
2 社会的環境.....	4
3 災害の状況.....	7
第3章 強靱化の基本的考え方	10
1 目標・方針の策定プロセス.....	10
2 計画の目標.....	11
3 脆弱性評価の前提となる事項の設定.....	12
4 脆弱性評価の実施及び推進方針の検討.....	14
5 計画の推進と進捗管理.....	15
第4章 脆弱性評価及び推進方針	16
1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果と強靱化の推進方針.....	16
2 施策の重点化.....	40
第5章 強靱化関連施策・事業	41
1 行政機能.....	41
2 健康・医療・福祉.....	46
3 情報通信.....	48
4 経済・産業.....	49
5 教育・文化.....	53
6 環境.....	54
7 まちづくり.....	55

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ等

1 計画策定の趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的課題として認知されることとなった。

こうした中、国では、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行し、翌年6月には国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）を閣議決定した。その中で国は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進している。その後、平成30年12月に、国基本計画の策定から約5年が経過したこと、平成28年の熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、国基本計画の見直しが行われた。

また、国土強靱化基本法第13条では、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができるとして規定され、東京都においても「東京都国土強靱化地域計画」（以下「都地域計画」という。）を平成28年1月に策定している。

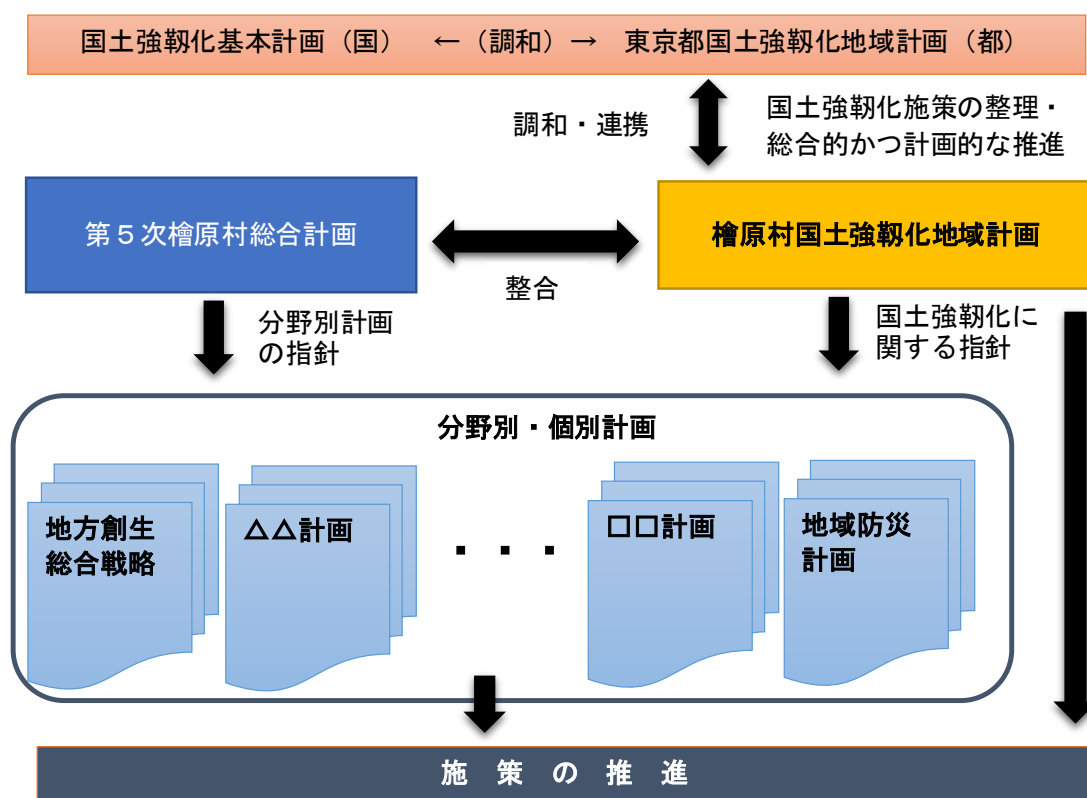
檜原村（以下「村」という。）においては、東日本大震災等の教訓を踏まえ、村域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、「檜原村地域防災計画」を策定・運用し、災害から人命を守ることを最優先に、自助・共助・公助の観点に立ってハード・ソフト両面から安全・安心に暮らせる地域社会の実現に取り組んでいるところであるが、こうした動向を踏まえ、いかなる自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、速やかな復旧・復興を可能にする「強靱な地域」をつくるため、村の強靱化に関する指針となる「檜原村国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定し、国、東京都、関係機関等と一体となって、総合的、計画的に強靱化の取組を推進するものである。

2 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき策定する「地域計画」であり、国基本計画及び都地域計画との調和を図りつつ、村における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画として位置づける。

本計画の策定に当たっては、大規模自然災害に対する村の脆弱性を認識し、その克服に向けた事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、村政の基本指針となる「第5次檜原村総合計画」と整合を図るものとする。

■ 檜原村国土強靱化地域計画の位置づけ ■



3 計画期間

本計画は、基本計画に準じ、概ね5年ごとに見直すこととし、当初の推進期間は令和4年度から令和8年度までとする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2章 檜原村の概況

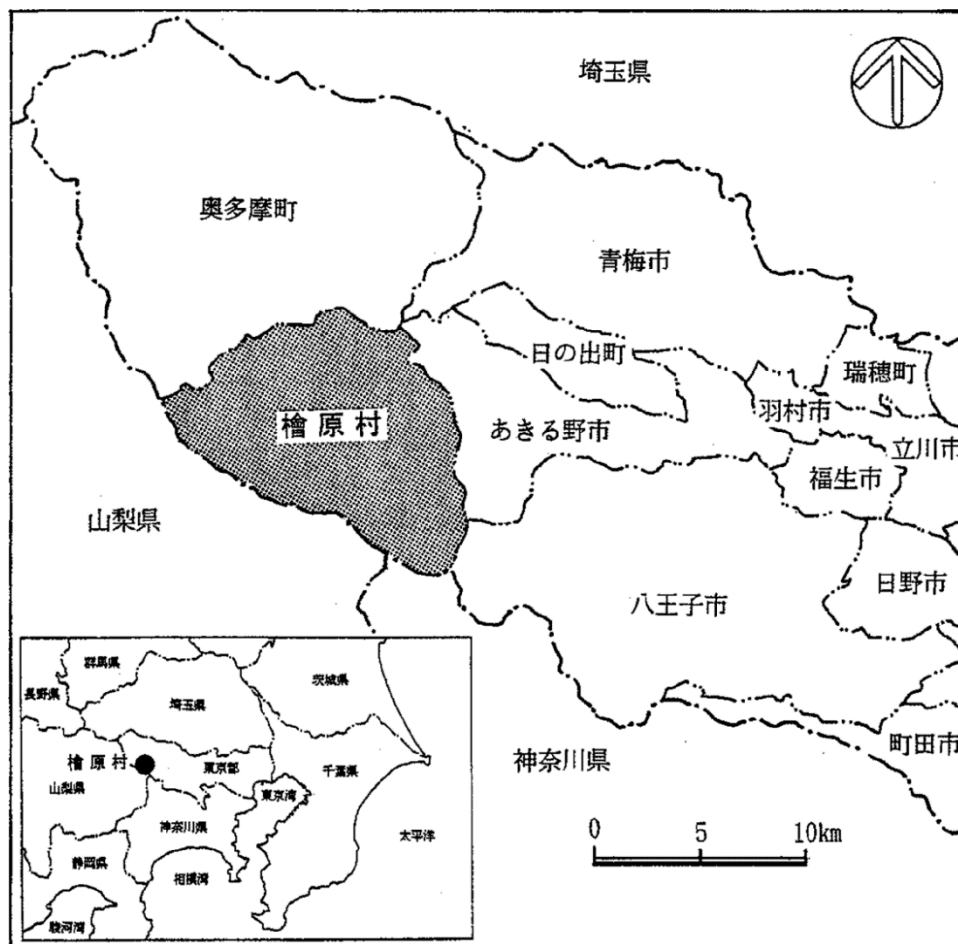
1 自然的環境

(1) 位置

本村は、東京都の西部にあり、東経139度10分、北緯35度44分に位置し、東西13.85km、南北10.00km、総面積105.41km²の村域を形成している。また、村の北西部を奥多摩町、北東部をあきる野市、南東部を八王子市、南部を山梨県と神奈川県にそれぞれ接し、周囲の日の出町・奥多摩町・瑞穂町で西多摩郡を構成している。

なお、村域の約7割は、秩父多摩甲斐国立公園に指定されている。

■ 檜原村の位置 ■



(2) 地勢・土地利用

本村は、周囲を1,000m級の山々に囲まれ、中央部を走る浅間尾根により南北に2分されている。浅間尾根の南側には三頭山(1531.5m)を水源とする南秋川、北側には月夜見山(1147.0m)を水源とする北秋川が流れており、村の東端で北秋川が合流して秋川となり多摩川方面へと流下しており、村内には多くの沢が存在している。

村内での標高差は1,307mで15度以上の急傾斜地が総面積の約9割を占めるなど、急峻な地形となっており、これらを背にした川沿いに、集落が点在している。

土地利用の状況は、森林が93.0%を占め、宅地が0.9%、農用地は1.5%となっている（出典：「東京の土地利用 平成29年多摩・島しょ地域」）。

また、村域の多くは秩父多摩甲斐国立公園で、18.8%が特別区域に指定されている。

(3) 気象

気象は、寒暖の差が比較的大きく、夏期は高温多湿、冬期は乾燥寒冷である太平洋岸気候区に属している。都心部に比べ標高が高く、山間部にあるため、平均気温では約2℃低い15℃、年間降水量はほぼ同じで約1,600mmとなっている。

また、夏期には、台風や集中豪雨に伴い、総雨量200～300mmを超えることもある。

2 社会的環境

(1) 人口・世帯数

村の人口は、昭和20年代をピークとして減少傾向が続いており、令和2年の国勢調査では2,003人と、平成12年からの20年間で1,200人程度減少している。

世帯数についても、減少しており令和2年には835世帯となっている。

また、年齢3区分別人口の割合をみると、年少人口、生産年齢人口については減少している一方、高齢者人口は増加しており、少子高齢化が進行していることがうかがえる。

■ 人口・世帯等

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口総数	3,256	2,930	2,558	2,209	2,003
年少人口 (0～14歳)	328 (10.1%)	236 (8.1%)	184 (7.2%)	153 (6.9%)	131 (6.6%)
生産年齢人口 (15～64歳)	1,741 (53.5%)	1,504 (51.3%)	1,264 (49.4%)	1,016 (46.0%)	806 (40.4%)
高齢者人口 (65歳以上)	1,187 (36.5%)	1,190 (40.6%)	1,110 (43.4%)	1,040 (47.1%)	1,058 (53.0%)
世帯数	1,009	979	915	839	835

(注) 年齢3区分別人口の割合は、年齢不詳を除いて算出。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、100%を上下する場合がある。

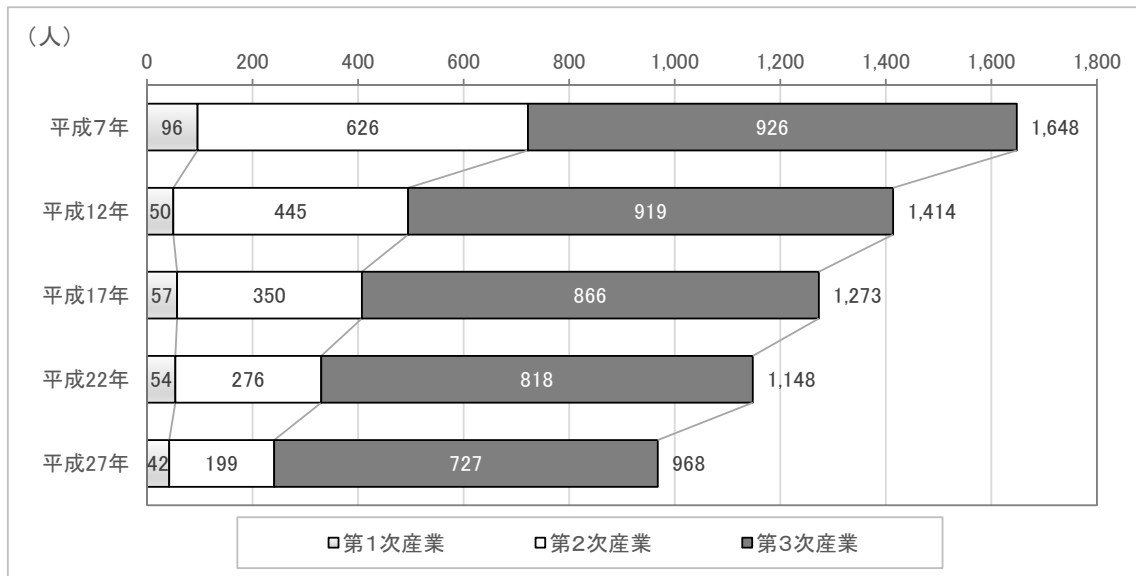
資料：総務省統計局「国勢調査」

(2) 産業構造

平成7年から平成27年までの産業別就業者数の推移（国勢調査）をみると、就業者数は一貫して減少しており、平成27年は968人となっている。

平成27年の産業区分別の内訳は第1次産業が42人（就業者数の4.3%）、第2次産業が199人（同20.6%）、第3次産業が727人（同75.1%）で、第3次産業の就業割合が高いものの、産業別就業者数の割合を東京都や全国と比較すると、第1次産業就業者の割合が高くなっている。

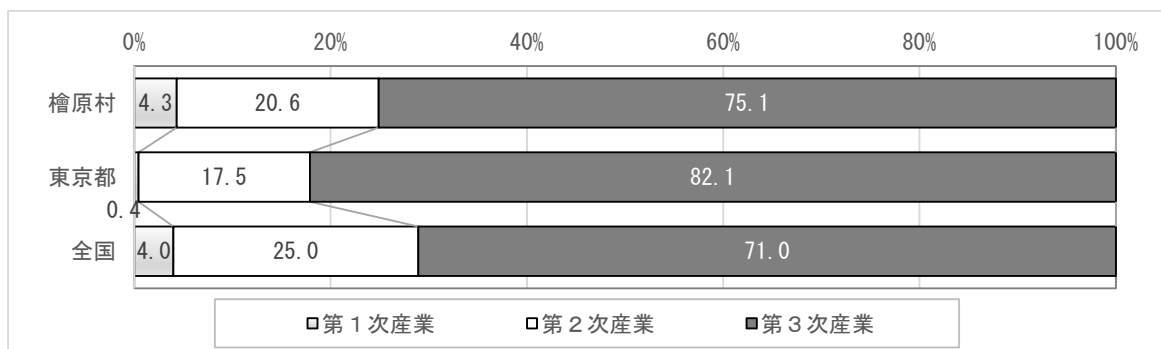
■ 産業別就業者数の推移 ■



(注) 就業者数には、分類不能の産業の人数を含まない。

資料：総務省統計局「国勢調査」

■ 平成27年における産業別就業者数割合の比較 ■



(注) 就業者数には、分類不能の産業の人数を含まない。

資料：総務省統計局「平成27年国勢調査」

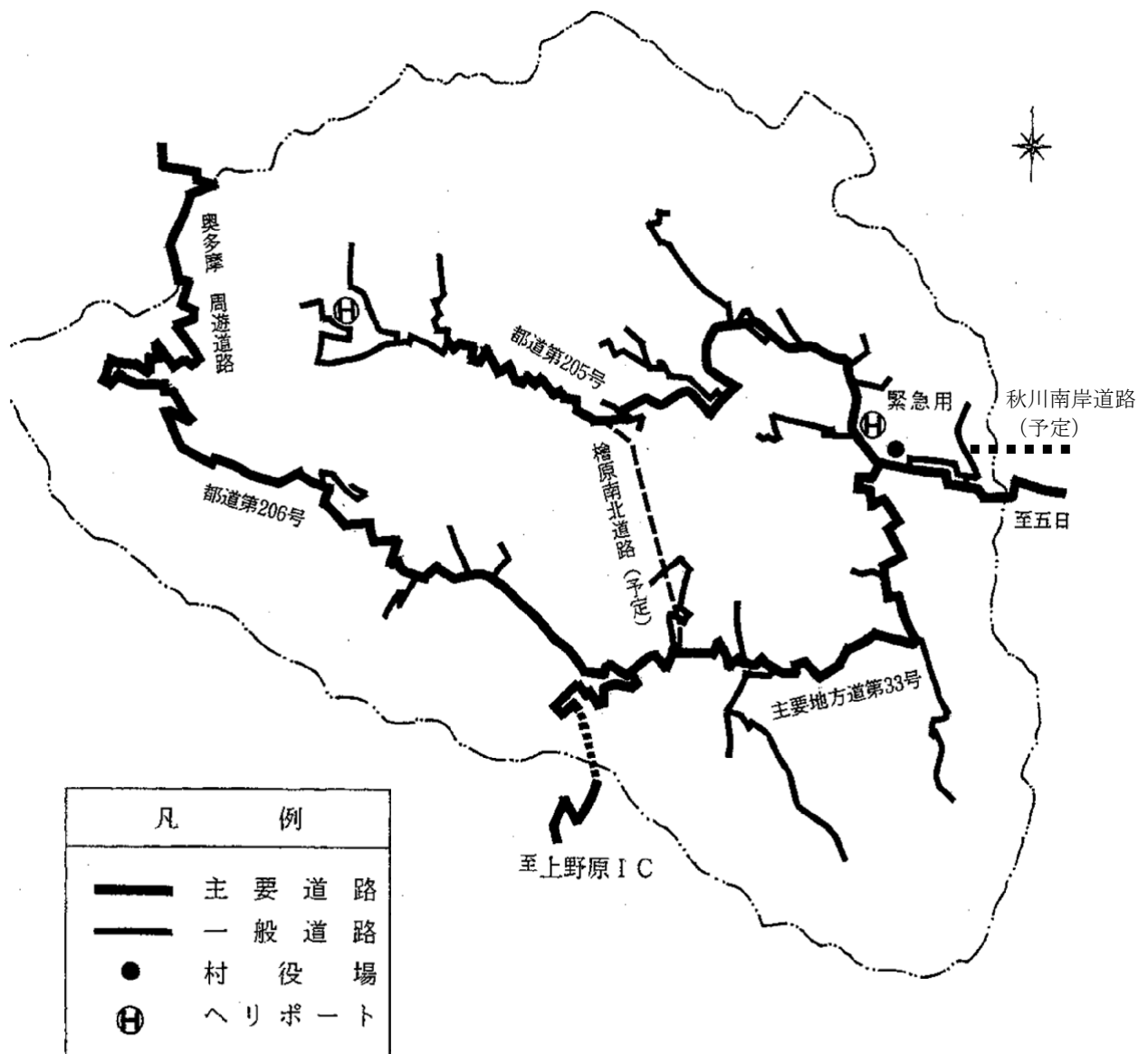
(3) 道路・交通

村の交通機関は、民間バスが3路線運行されているが、主な交通手段は各家庭平均約2台保有している自家用車となっている。

村内の広域道路網は、東京都が管理する主要地方道第33号（上野原～あきる野）線、都道第205号（水根～本宿）線、都道第206号（川野～上川乗）線で形成されており、拡幅・改良区間が一部残っている。村が管理する村道は、自動車交通不能区間もあるが、整備が進められており、村道の舗装率は70%となっている。また、林道や農道も生活道として活用されている。多くの路線で、道路付近のがけ崩れ等に対する落石防護柵や落石防護網が設置されている。

なお、南北の主要道路を結ぶ檜原南北道路やあきる野市～檜原村間を結ぶ秋川南岸道路が計画されている。

■ 村内の広域道路網 ■



3 災害の状況

(1) 風水害

村の総面積のうちの多くは山林に当たり、秋川・北秋川沿いの比較的平坦で農地や宅地化が可能な土地に集落が点在している。

後背地に急傾斜地がある集落や急流河川に続く斜面がある集落など、防災的な観点からの安全な地域が少ない現状であり、村の過去の風水害等による被害履歴によると、風水害時の洪水、土砂災害危険に伴う被害が懸念される。

■ 主な風水害の被害状況

- (1) 明治11年9月14～16日暴風雨による多摩川増水で洪水、多摩川堤防決壊、六郷橋流失。
- (2) 明治18年7月1～3日大暴風雨はおびただしい被害を与えた。樹木倒壊も多かった。
- (3) 明治22年9月11～14日東京全域大暴風雨。
- (4) 明治29年9月8～16日暴風雨一週間も続き、樹木倒壊、山林に被害極めて多し。
- (5) 明治39年7月28日台風のため樹木、家屋も倒壊した。
- (6) 明治40年8月23～26日台風で関東地方は作物の被害も甚大であった。
- (7) 明治43年8月6日中部、関東、奥羽地方は梅雨台風で橋流失、堤防決壊、家屋流失、人畜死傷、交通遮絶、作物被害、山岳崩壊、樹木倒壊等、その災厄程度天明3年の洪水を上回ったという。
- (8) 大正3年8月28日台風が関東地方に来襲した。
- (9) 大正14年9月27～10月1日台風による関東地方の洪水の被害は甚大であった。
- (10) 昭和10年9月20～25日豪雨台風で水害甚大（迷走台風と呼ばれ異常通路を通過したものである）。
- (11) 昭和22年9月14～15日カスリーン台風は豪雨で、樹木の倒壊、都道決壊（十里木付近）材木大量の流出等、甚大な被害があった。東京都では罹災者32,491名（小沢観測所での15日の日降水量は83.6mm）。
- (12) 昭和24年8月31～9月2日キティ台風来襲。小沢観測所では284mm降雨、風水害が大きかった（東京、群馬、神奈川、栃木の諸県は被害甚大であった。）（小沢観測所での30日の日降水量は172.4mm）。
- (13) 昭和28年9月23～25日台風13号来襲、小沢観測所で181mm降雨。山（がけ）崩れあり（小沢観測所での25日の日降水量は87mm）。
- (14) 昭和33年9月16～17日集中豪雨、小沢観測所、327mm降雨（小沢観測所での17日の日降水量は306mm）。
- (15) 昭和33年9月26日狩野川台風、小沢観測所、306mm降雨。
- (16) 昭和34年8月13日台風7号、小沢観測所、370mm降雨。
- (17) 昭和34年9月26日伊勢湾台風、小沢観測所、305mm降雨、この2年間は暴風雨によって大樹が倒壊した（小沢観測所での26日の日降水量は280mm）。
- (18) 昭和36年10月26～28日集中豪雨、小沢観測所、347mm降雨、藤倉小、数馬小の児童欠席多し。

- (19) 昭和 37 年 8 月 26 日集中豪雨、小沢観測所、210mm 降雨（小沢観測所での 25 日の日降水量は 133mm）。
- (20) 昭和 40 年 8 月 21 日台風 17 号、小沢観測所、301mm の降雨（小沢観測所での 22 日の日降水量は 133mm）。
- (21) 昭和 41 年 9 月 24 日台風 26 号、小沢観測所、211mm の降雨、風台風で西多摩を中心に通過したので、巨木が根こそぎになったところが多い。しかし、村はほとんど被害を受けなかった。特に大久野や御岳神社の参道は被害が甚大であった（小沢観測所での 24 日の日降水量は 211mm）。
- (22) 昭和 47 年 9 月 15 日台風 20 号、小沢観測所、407mm 降雨、本宿～数馬間の祭礼は 17 日に延期された（小沢観測所での 16 日の日降水量は 262mm）。
- (23) 昭和 49 年 9 月 1 日台風 16 号、小沢観測所、390mm 降雨、数馬小学校校庭は裏の沢より土砂流出し、PTA の役員と委員の労力奉仕で撤去した。都道（人里～数馬間）は、がけ崩れ、土砂の流出箇所多数のためバス運行が一時中断された。多摩川の増水で狛江市内の堤防決壊となり、家屋数戸が流出した（小沢観測所での 8 月 31 日の日降水量は 264mm）。
- (24) 昭和 57 年 8 月 1 日台風 10 号、雨量 316mm。時間最大雨量 55mm（小沢観測所での 1 日の日降水量は 322mm）。
- (25) 平成元年 8 月 27 日台風 17 号、小沢観測所、雨量 167mm、時間最大雨量 25mm、笹久保地区がけ崩れ。
- (26) 平成 3 年 8 月 20 日台風 12 号、小沢観測所、雨量 263mm、時間最大雨量 42mm、村内各所でがけ崩れ等の被害、都民の森は壊滅状態。
- (27) 平成 10 年 1 月 15 日大雪、15 日早朝から夜未明までの降雪で 30～50cm の積雪、都道 33 号線（十里木～下元郷間）が倒木により通行止め、村内全域で停電。
- (28) 平成 11 年 8 月 14 日熱帯低気圧による大雨、小沢観測所、雨量 308mm、時間最大雨量 45mm、村内各所でがけ崩れ等の被害。
- (29) 平成 13 年 9 月 10 日台風 15 号接近、小沢観測所、雨量 336mm、時間最大雨量 62mm、床下浸水 6 世帯、道路被害 21 箇所。
- (30) 平成 19 年 9 月 6 日台風 9 号、小沢観測所、雨量 296mm、時間最大雨量 35mm、村内各所でがけ崩れ等の被害、笹野向橋流出。
- (31) 令和元年 10 月 12 日台風 19 号、小沢観測所、雨量 649mm、時間最大雨量 59mm、村内各所でがけ崩れ等の被害、床下浸水 3 世帯、道路被害 30 箇所。

資料：檜原村防災会議「檜原村地域防災計画」

（2）雪害

平成26年2月14日からの大雪災害において、山梨県・埼玉県及び東京都にまたがる広い範囲で、大雪等による被害が発生した。このとき、東京都では、西多摩郡奥多摩町及び檜原村を中心に、大雪に伴う通行不能地域が発生した。

村では、倉掛地区と数馬地区で孤立地区が発生したことから、2月16日、除雪対策のほか孤立住民の救助活動や食料供給等のため、東京都知事が自衛隊に対し災害派遣要請を行った。

■ 主な大雪災害の被害状況

- (1) 平成 26 年 2 月 14 日南岸低気圧による大雪。村内の至るところで雪崩により 3 m 以上の積雪。積雪により村内の都道全線通行止め。自衛隊へ災害派遣要請。孤立世帯最大 372 世帯、800 人。

資料：檜原村防災会議「檜原村地域防災計画」

(3) 地震災害

本村において、地震による被害が発生した記録は残されていないが、地震災害は予測が難しく、災害が発生した場合において、その被害を最小限に抑える準備が必要である。

■ 主な地震災害の被害状況

- (1) 大正 12 年 9 月 1 日関東大震災。マグニチュード 7.9。村では、計測震度 6 弱程度と推計されるが、目立った被害はなかった。

資料：檜原村防災会議「檜原村地域防災計画」

なお、東京都防災会議は、平成 24 年 4 月に東日本大震災を契機として地震被害想定調査を見直し、その結果を公表した。ここで想定された 4 つのモデルのうち、村の被害は立川断層帯地震と多摩直下地震において大きくなることが想定される。

■ 地震被害想定結果

- (1) 最大震度 7 の地域が出るとともに、震度 6 強以上の範囲が広範囲に出る（震度 6 強以上の範囲は、東京湾北部地震では、区部の約 7 割。多摩直下地震では、多摩地域の約 3 割。）。
- (2) 建物被害は、東京湾北部地震と元禄型関東地震により、区部の木造住宅密集地域を中心に多数発生する。次いで、立川断層帯地震と多摩直下地震により、多摩地域を中心に発生する。多摩直下地震以外は、地震の揺れによる倒壊より火災による被害の方が大きい。
- (3) 死者及び負傷者は地震による建物倒壊を原因とするものが多く、火災を原因とするものがこれに次ぐ。
- (4) 道路や鉄道の橋りょうなどの被害は、区部東部の震度 6 強のエリア内で発生する。ほとんど鉄道は一時運行停止し、また、緊急交通路の渋滞も発生する。
- (5) ライフラインは、東京湾北部、多摩直下地震を問わず区部東部に被害が多い。
- (6) 避難者は、発災直後より、ライフラインの停止などの影響の出る 1 日以降にピークを迎える。
- (7) 鉄道等の運行停止により、大量の帰宅困難者が発生するとともに、ターミナル駅に乗客等が集中し、混乱する。
- (8) エレベーターの閉じ込めが都内全域にわたり発生する。

資料：檜原村防災会議「檜原村地域防災計画」

第3章 強靱化の基本的考え方

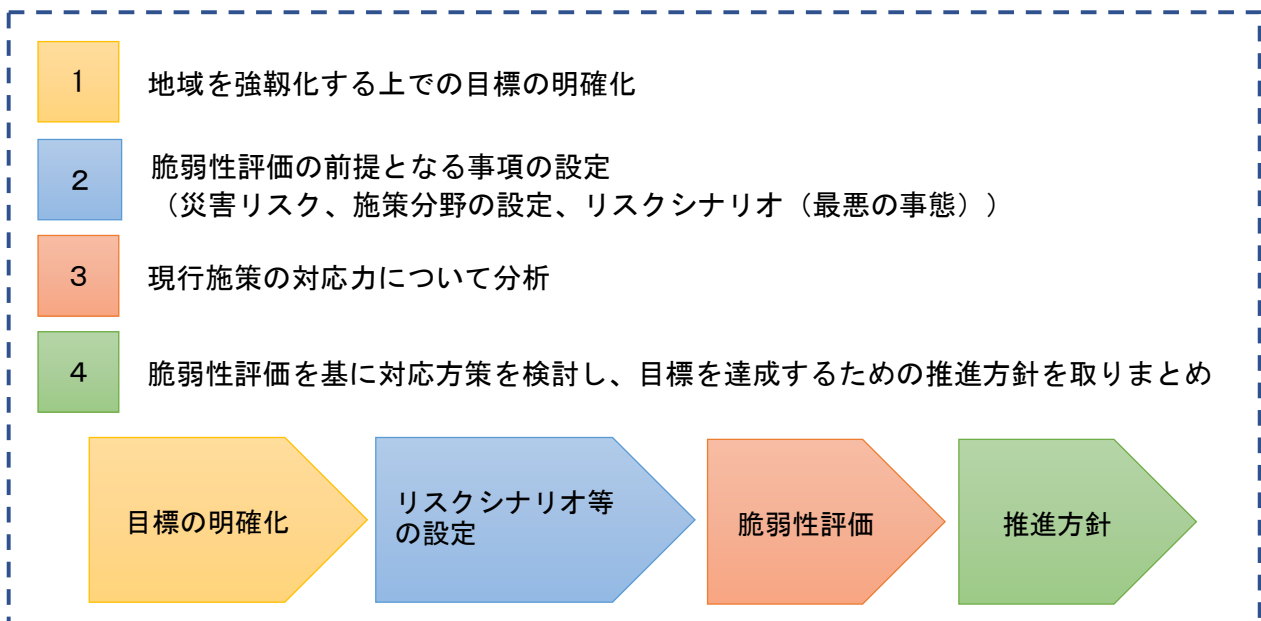
1 目標・方針の策定プロセス

国土強靱化の取組は、本村の地域概況等を踏まえた上で、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や土地利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性評価」を行うとともに、これを踏まえて、これから何をすべきかという「推進方針」を検討し、重要度・優先度に応じて施策を推進していく点に特徴がある。

これにより、国土強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。

脆弱性の評価及び推進方針の検討に当たっては、国土強靱化地域計画策定に関する国の指針である「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を踏まえ、上位に位置する国基本計画や都地域計画との調和を図りつつ、以下の検討プロセスを経て策定した。

■ 脆弱性評価を通じた目標・方針の策定プロセス ■



2 計画の目標

(1) 基本目標

地域計画は、国土強靱化基本法第14条に基づき、国基本計画と調和を保つ必要があること、また、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」において、目標は原則として、国基本計画に即して設定することとされていることを踏まえ、国土強靱化基本法第8条に規定された国土強靱化の基本方針に則り、次の4つの基本目標を設定する。

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 村及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興が図られること

(2) 事前に備えるべき目標

設定した4つの基本目標に基づき、大規模自然災害を想定してより具体化し、達成すべき目標として「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定し、自然災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた施策を推進するものとする。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 脆弱性評価の前提となる事項の設定

(1) 災害リスク

国基本計画及び都地域計画を踏まえ、本計画で対象とする災害リスクは「大規模自然災害全般」とし、本村の自然的条件や過去の災害発生、予見の状況を踏まえ、具体的には次のような大規模自然災害を想定する。

■ 想定される災害リスク

主な大規模自然災害	想定する被害の様相等
大規模巨大地震及びこれに伴う火災の発生	立川断層帯地震や多摩直下地震など、村周辺の活断層を震源とするマグニチュード7～8クラスの地震及びこれに伴う火災の発生により、人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及ぶ。
土砂災害	特別警報の指標相当の大雨などにより、大規模な土石流・地すべり・がけ崩れ及び同時多発的な土砂災害が広範囲で発生し、人身や建物に大きな被害が及び、物流・生活道路の寸断等が生じる。
洪水	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などにより、河川の氾濫、広範囲にわたる長時間の浸水、人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じる。
雪害	大雪に伴う物流・生活道路の寸断等により、集落が孤立し、孤立住民の迅速な救助・救急活動や食料供給等に対応できない事態が発生する。
複合災害	南海トラフ地震の発生前後での集中豪雨や高潮、大型の台風が連続して襲来することなどにより、被害が更に拡大する。

(2) 強靱化に関する施策分野

強靱化に関する施策分野については、国基本計画及び都地域計画と調和を図り、次の7つの施策分野を設定した。

■ 強靱化に関する施策分野

施策分野	① 行政機能	④ 経済・産業	⑦ まちづくり
	② 健康・医療・福祉	⑤ 教育・文化	
	③ 情報通信	⑥ 環境	

(3) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

起きてはならない最悪の事態に関しては、国基本計画及び都地域計画を参考にしつつ、想定される災害リスク及び本村の特性を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして23の「起きてはならない最悪の事態」を次のように設定した。

■ 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化、被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスの機能停止等により情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による生産活動への影響及び社会経済活動の低下
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び大雪等に伴う交通麻痺
		7-3	防災施設等の損壊・機能不全、大規模な火山噴火による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出、農地・森林等の被害による地域の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞や復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けた事前準備の不足等により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、風評被害等による地域形成、地域経済等への甚大な影響

4 脆弱性評価の実施及び推進方針の検討

脆弱性評価の実施に当たっては、リスクシナリオを縦軸に、施策分野を横軸に配置したマトリクスを作成し、まず、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な取組（施策）を整理した。

次に、それぞれの取組状況を把握し、取組（施策）によって「起きてはならない最悪の事態」の回避が可能であるか、不可能である場合に何が足りないかを脆弱性（課題）として評価し、その対応策等を推進方針として取りまとめた。この際、リスクシナリオごとの対応策等の進捗状況を把握するため、必要に応じて「重要業績指標」を設定した。

なお、推進方針の策定に当たっては、基本的な考え方として次の3点に留意した。

① 国土強靱化の取組姿勢

- 村の強靱性を損なう本質的原因を吟味した取組推進
- 村が有する抵抗力、回復力、適応力の強化
- 短期的な視点によらず、長期的な視点を持った計画的な取組の推進

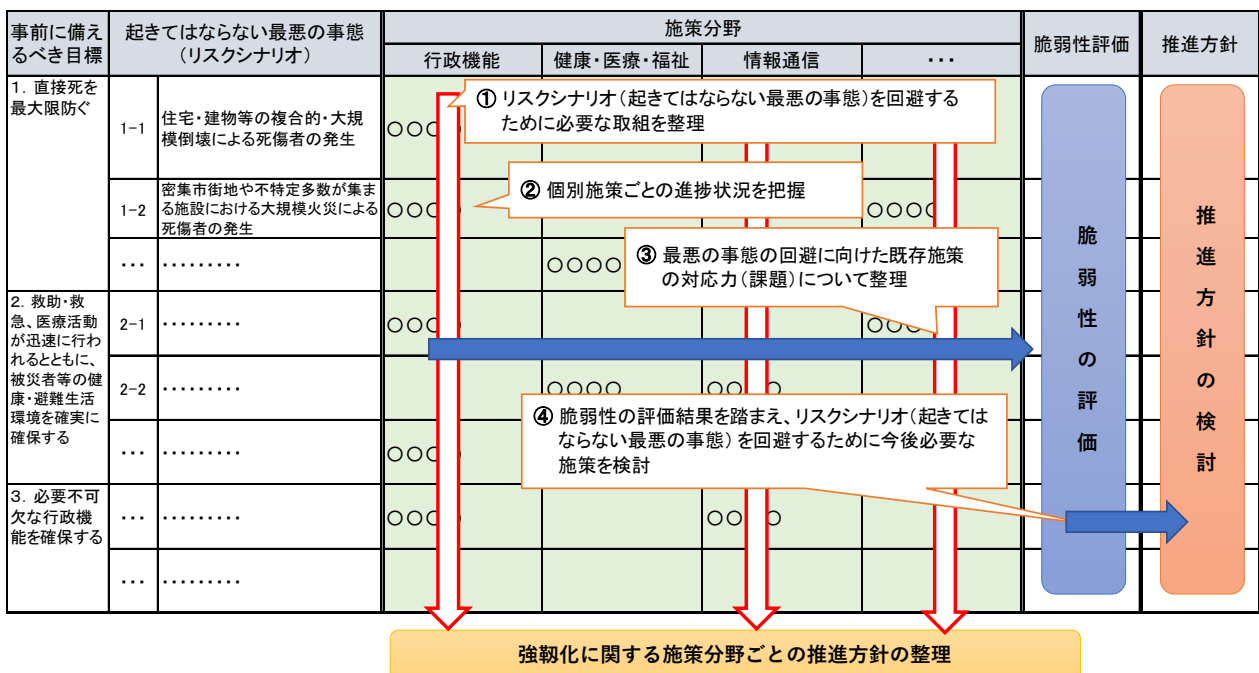
② 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた効果的な施策の推進
- 「自助」「共助」「公助」の適切な組み合わせ、官民の連携と役割分担
- 非常時の防災・減災等の効果のみならず、平時にも有効活用される対策

③ 効率的な施策の推進

- 人口減少等に起因する需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえた財政資金の効率的な使用に配慮した施策の重点化
- 既存の社会資本の有効活用等による費用の縮減、効率的な施策の推進

■ マトリクスによる脆弱性評価・推進方針検討のイメージ ■



5 計画の推進と進捗管理

(1) 計画の推進体制

本計画の推進については、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を整備するとともに、村をはじめ、国、東京都、民間事業者、NPO・ボランティア団体、住民等の叡智を結集し、本村の総力をあげた体制で、各々が単独又は連携して取り組むものとする。

また、村域を超えた広域での地域計画の策定が課題になると考えられることから、これを念頭に置いて連携を図るものとする。

(2) 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、必要に応じて施策分野別及びリスクシナリオごとの施策の取組状況及び指標の現状を把握し、今後の効果的な施策推進に繋げるものとする。

(3) 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化、国及び東京都の強靱化施策の取組状況や本村の総合計画の見直しなどを考慮しつつ、適宜、見直しを行う。

なお、本計画は、他の分野別計画における本村の国土強靱化に関する指針として位置づけているものであることから、地域防災計画をはじめ各分野別計画の見直しの際には、本計画との整合を図るものとする。

第4章 脆弱性評価及び推進方針

1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果と強靱化の推進方針

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生

脆弱性評価のポイント

(市街地等の防災力の向上)

- 特定緊急輸送道路を閉塞するおそれのある沿道建築物（対象4棟）については、所有者が行う耐震改修等に要する費用を助成する制度の対象となっているが、空家化などにより、耐震化が困難となっている。
- 空家の所在地と損傷度について調査を行う空家現地調査を行い、村内空家の把握を行うとともに、管理不全な空家防止のため、所有者へ適切な管理を促すための案内等を送付している。引き続き取組を継続するとともに、空家の発生を抑制するため、住民等との情報共有体制の構築に努めるとともに、空家の流通・利活用の促進を図る必要がある。
- 管理不全な空家については、適切な管理や解体等を促す通知等を送付している。特定空家等については、関係法令等に基づき適切な処置を行い、所有者等に強く働きかける取組が必要である。

(公共施設等の老朽化、長寿命化対策の推進)

- 村内の主要な公共施設の耐震化は完了している。一方で、建築から30年以上経過している公共施設が多いことから、老朽化対策が不可欠である。
- 檜原村立檜原小学校及び檜原村立檜原中学校校舎の耐震化工事を実施している。今後、校舎の統合も含め、「個別施設計画（長寿命化計画）」に基づく適正な管理が必要である。
- 「檜原村公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的に公営住宅・村営住宅の耐震化・老朽化対策を実施していく必要がある。
 - ・公営住宅23戸のうち、昭和56年以前に建設された新耐震基準を満たさない住宅は1戸
 - ・村営住宅70戸のうち、昭和56年以前に建設された新耐震基準を満たさない住宅は7戸（3棟）

推進方針（強靱化関連施策）

- 無電柱化の推進、沿道建築物等の安全対策
- 文教施設の災害対策の強化
- 空家対策の推進
- 公営住宅の耐震対策、老朽化対策の推進
- 公共建築物の耐震対策、老朽化・長寿命化対策の推進

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
空家登録件数 [檜原村第2期人口ビジョン・総合戦略]	9件 (R3年度)	10件 (R6年度)	企画財政課

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生

脆弱性評価のポイント

(火災等の防止対策の推進)

- 村内の住宅について、火災報知器の設置補助を行い、設置率100%を達成している。火災発生防止のため、引き続き火災報知器の点検・交換のための補助を継続していく必要がある。
- 山間地という特性から、消火栓のみならず、水利道や防火水槽の設置を行っており、引き続き消防水利の更なる充実や山林等への飛び火防火帯の整備について検討していく必要がある。

(地域防災力の向上)

- 消防団における消防力の向上を推進するとともに、各事業所、自治会等での訓練や消防団による広報活動を通じ、地域における初期消火体制の整備を図る必要がある。

推進方針（強靱化関連施策）

- 火災の発生予防
- 出火・延焼の抑制
- 初期消火体制の整備

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
住宅用火災報知器点検交換事業 [檜原村総合計画実施計画]	30 世帯/年 (R3 年度)	30 世帯/年 (R4 年度)	総務課
消防積載車の更新 [檜原村総合計画実施計画]	0 台 (R3 年度)	4 台 (R8 年度)	総務課
消防備品の購入 [檜原村総合計画実施計画]	実施中 (R3 年度)	継続実施 (R8 年度)	総務課
消防機具庫の建設(更新) [檜原村総合計画実施計画]	0 棟 (R3 年度)	1 棟 (R8 年度)	総務課

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

脆弱性評価のポイント

(河川施設等の整備推進)

○本村は急峻地形であるため、管理する普通河川の氾濫による浸水被害の発生箇所は限定的と考えられる。一方で、護岸の根継ぎ補修等を実施しているが、荒廃している河川も見受けられるため、要補修箇所の早期の発見・補修を実施していく必要がある。

(避難対策等の推進)

○災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の作成・運用により、被害の最小化を図る必要がある。

○洪水ハザードマップを作成し、全戸配布したことに加え、村ホームページ、スマートフォン向けハザードマップアプリを公開した。引き続き、これらの媒体を活用した危険地域の周知・徹底を図る必要がある。

○実災害や国のガイドライン等に応じて避難情報発令基準の見直しを適宜行うとともに、気象情報や避難情報を住民等に確実に伝達できるよう、伝達手段・伝達体制の充実を図る必要がある。

○大規模災害時における隣接市町への広域避難について検討していく必要がある。

推進方針（強靱化関連施策）

○河川管理施設の整備推進 ○タイムラインの作成・運用 ○警戒避難体制の充実

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
タイムライン(事前防災行動計画)の作成	未策定 (R3 年度)	策定 (R8 年度)	総務課
ハザードマップの作成	作成済 (R3 年度)	更新 (R8 年度)	総務課

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による死傷者の発生

脆弱性評価のポイント

（土砂災害警戒区域における対策の促進）

○砂防三法及び治山事業に係る土砂災害防止施設の整備については、東京都の所管となっているが、管内全域が土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定されている状況であるため、土砂災害防止施設の全面整備は困難な状況である。引き続き、東京都に対する治山事業実施に向けた要望を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内に立地する住宅の安全対策を推進する必要がある。

（森林の保全）

○東京都から受託している、森林再生事業による間伐（概ね120ha/年間）、水の浸透を高める事業による枝打ち（概ね15ha/年間）を実施しており、今後も継続した森林整備を推進する必要がある。

○シカ被害の増大による植林地への影響が拡大しており、シカの捕獲を積極的に進めているが生息数に大きな変化はなく、今後も捕獲圧を強めていく必要がある。

（避難対策等の推進）

○土砂災害ハザードマップを作成し、全戸配布したことに加え、村ホームページ、スマートフォン向けハザードマップアプリを公開した。引き続き、これらの媒体を活用した危険地域の周知・徹底を図るとともに、土砂災害特別警戒区域内に立地する住宅の安全対策を推進する必要がある。

○実災害や国のガイドライン等に応じて避難情報発令基準の見直しを適宜行うとともに、気象情報や避難情報を住民等に確実に伝達できるよう、伝達手段・伝達体制の充実を図る必要がある。

推進方針（強靱化関連施策）

- 土砂災害防止施設の整備促進
- 警戒避難体制の充実
- 森林の多面的機能の保全

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
住宅・建築物土砂災害対策改修補助金 [檜原村総合計画実施計画]	0件 (R3年度)	10件 (R8年度)	総務課
森林再生事業等による森林整備面積 [檜原村総合計画]	120ha/年 (R3年度)	120ha/年 (R8年度)	産業環境課
水の浸透を高める事業等による枝打ち面積 [檜原村総合計画]	15ha/年 (R3年度)	15ha/年 (R8年度)	産業環境課
森林環境譲与税を活用した森林整備面積	-ha (R3年度)	50ha (R8年度)	産業環境課
シカ捕獲頭数 [檜原村総合計画]	150頭/年 (R3年度)	170頭/年 (R8年度)	産業環境課
ハザードマップの作成【再掲】	作成済 (R3年度)	更新 (R8年度)	総務課

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性評価のポイント

(ライフライン施設等の耐災害性の向上)

○平成20年度から上水道配水管の布設替えを実施し、耐震化・老朽化対策を実施している。全ての配水管の布設替えを完了するには長期間を要し、多額の費用が必要になる。

(応急給水体制の整備)

○災害時における応急給水や上水道施設の応急復旧を円滑に実施できるよう、引き続き給水用資材の整備に努めるとともに、他水道事業者や民間団体との協定締結を進めるなど、体制の構築を図っていく必要がある。

(物資の調達・供給対策の推進)

○村では、食料及び飲料水について全住民3日分の非常食を配備している。また、令和2年度には感染症対策として、全村民5日分のマスクも配備した。引き続き住民自身による非常持出袋の準備を周知・啓発するとともに、避難所における需要に応じた救援物資の確保に向け、東京都と連携して大規模災害等を想定した具体的な検討を進めて備蓄品の充実を図る必要がある。

○食料等については村内1事業者と、燃料については村内に3箇所の石油燃料事業者等と災害時の救援物資等の提供に係る協定を締結している。災害発生時に確実に物資を供給できるよう、平時から民間事業者と連携して物資・石油燃料の調達体制の整備を進めていく必要がある。また、東京都と連携のもと、村外から支援物資を受け入れる物資集積拠点を整備するなど、広域的な観点から物資の調達・供給体制の整備を図る必要がある。

(道路・交通の確保)

○管内の村道等は路線と路線を繋ぐバイパス道がほとんどなく、災害により道路が寸断された場合、物資・エネルギー供給が円滑に実施できなくなる可能性が高い状況である。

推進方針（強靱化関連施策）

- | | |
|---------------------|----------------|
| ○上水道施設の耐震化、老朽化対策の推進 | ○物資調達・供給体制の整備 |
| ○応急給水、水道事業実施体制等の整備 | ○石油燃料の確保 |
| ○公的備蓄の充実・確保 | ○道路ネットワーク機能の確保 |
| ○住民による備蓄の促進 | |

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
非常食の購入 [檜原村総合計画実施計画]	6,000食 (R3年度)	6,000食 (R8年度)	総務課
災害対策・避難所備品購入 [檜原村総合計画実施計画]	実施中 (R3年度)	継続実施 (R8年度)	総務課
上水道管きよの耐震化	30.2% (R3年度)	40% (R8年度)	産業環境課
組立式給水タンクの整備	0基 (R3年度)	1基 (R8年度)	産業環境課
村道、林道等の整備・保守	実施中 (R3年度)	継続実施 (R8年度)	産業環境課

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

脆弱性評価のポイント

(情報通信基盤の整備)

- 防災行政無線については、山間地のため電波の届かない場所があり、また、防災行政無線（移動系）については、アナログ波であり、アナログ波が令和6年12月に停波するため、デジタル化やICP無線等の代替通信手段の確保が必要である。

(道路・交通の確保)

- 管内の村道等は路線と路線を繋ぐバイパス道がほとんどなく、災害により道路が寸断された場合に孤立化するリスクが高い状況である。
- 生活道を併用している農林道を重点に東京都の補助金を活用した改良工事により災害防除に取り組んでいるが、路線延長が長く、また、老朽化も進んでおり、対策工事が追い付いていない状況である。

(緊急輸送体制の整備)

- 現在、ヘリコプターのための災害時臨時離着陸場として5箇所指定しているが、村域が広く、孤立集落を全てカバーできないおそれがあるため、新たな災害時臨時離着陸場について、検討を行う必要がある。

(地域防災力の向上)

- 平成28年度に村内全戸に非常用持ち出しバッグと非常食等を配布している。災害発生時は、輸送ルートの途絶等により、食料・飲料水等の供給がされないおそれがあるため、災害に備えた「自助」の取組として、救援物資が届くまで、又は、災害が落ち着くまで生活するのに必要となる物資について、家庭・事業所での備蓄を促進する必要がある。

推進方針（強靱化関連施策）

- 情報通信基盤の整備
- 道路ネットワーク機能の確保
- 農林道等の保全対策の推進
- ヘリコプターによる輸送体制の確保
- 住民による備蓄の促進

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
防災無線移動系デジタル化事業 [檜原村総合計画実施計画]	0式 (R3年度)	1式 (R6年度)	総務課
災害時臨時離着陸場の整備検討 [檜原村第2期人口ビジョン・総合戦略]	5箇所 (R3年度)	新たな適地選定 (R8年度)	総務課
村道、林道等の整備・保守【再掲】	実施中 (R3年度)	継続実施 (R8年度)	産業環境課
新規林道整備 [檜原村第2期人口ビジョン・総合戦略]	2路線 (R3年度)	継続実施 (R8年度)	産業環境課

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価のポイント

(地域防災力の向上)

- 消防団における消防力の向上を推進するとともに、各事業所、自治会等での訓練や消防団による広報活動を通じ、地域における初期消火体制の整備を図る必要がある。
- 消防団員の減少及び地域住民の高齢化、人口減少に対応するため、引き続き「檜原村総合計画」及び「檜原村地域防災計画」に基づく防災対策事業を着実に実施し、地域防災力の向上を図る必要がある。
- 村内事業者等の防災力向上のため、自衛消防隊の結成や事業継続計画（BCP）の作成を促進するとともに、事業者等が自衛活動にとどまることなく、近隣地域での発災に対しても自発的な応援活動を行うなどの「共助」による取組を推進する必要がある。

推進方針（強靱化関連施策）

- 初期消火体制の整備
- 自助・共助の取組推進
- 企業防災の促進

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
消防積載車の更新【再掲】 [檜原村総合計画実施計画]	0台 (R3年度)	4台 (R8年度)	総務課
消防備品の購入【再掲】 [檜原村総合計画実施計画]	実施中 (R3年度)	継続実施 (R8年度)	総務課
消防機具庫の建設(更新)【再掲】 [檜原村総合計画実施計画]	0棟 (R3年度)	1棟 (R8年度)	総務課

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

脆弱性評価のポイント

(防災拠点施設の耐災害性の向上)

○災害時における福祉、医療、保健施設の拠点となる「檜原村やすらぎの里」における医療体制確保に必要な電力については、電子カルテのみ使用できる程度の発電機を常備しているのみであるため、他の医療機器を使用する事態に備えた電力確保対策を検討していく必要がある。

(医療救護・福祉活動体制の整備)

○大規模災害時72時間は、現状の医療体制で活動を実施することとなっているが、救護者が多数搬送された場合、医療スタッフの不足が懸念される。
○災害時の医薬品などの物資等の確保は、医薬品卸業者と協定を締結しているが、道路崩落等があった場合の搬送方法が懸念される。

(道路・交通の確保)

○管内の村道等は路線と路線を繋ぐバイパス道がほとんどなく、災害により道路が寸断された場合に孤立化するリスクが高い状況である。救援活動に係る支援ルートの寸断を防止するため、都道の更なる整備を促すとともに、補完する村道や農林道も含めた道路ネットワークの確保を図る必要がある。

(緊急輸送体制の整備)

○石油燃料事業者等との協定に基づく災害時の燃料供給方法について、具体的な手順・方法等の確立を図る必要がある。
○現在、ヘリコプターのための災害時臨時離着陸場として5箇所指定しているが、村域が広く、孤立集落を全てカバーできないおそれがあるため、新たな災害時臨時離着陸場について、検討を行う必要がある。

推進方針（強靱化関連施策）

- 医療施設の機能充実
- 医療救護体制の充実、広域搬送体制の確保
- 災害時用医薬品等の確保
- 道路ネットワーク機能の確保
- 石油燃料の確保
- ヘリコプターによる輸送体制の確保

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
やすらぎの里の非常用発電設備の整備	0基 (R3年度)	1基 (R8年度)	福祉けんこう課
Drヘリの活用検討	実施中 (R3年度)	継続実施 (R8年度)	福祉けんこう課
広域災害救急医療情報システム(EMIS)の活用検討	実施中 (R3年度)	継続実施 (R8年度)	福祉けんこう課
災害時臨時離着陸場の整備検討【再掲】 [檜原村第2期人口ビジョン・総合戦略]	5箇所 (R3年度)	新たな適地選定 (R8年度)	総務課
村道、林道等の整備・保守【再掲】	実施中 (R3年度)	継続実施 (R8年度)	産業環境課

2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化、被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価のポイント

(防災拠点施設の耐災害性の向上)

○各指定避難所に配備しているガス式発電機の発電量が不足するおそれがあるため、避難所運営に必要な電力量の確保方策について検討していく必要がある。

(避難所運営体制の整備、避難生活環境・衛生環境等の向上)

○災害の規模や状況によっては、災害発生からしばらく職員が避難所に到着できないことも想定し、地域住民が主体となって、それぞれの役割に応じ円滑な避難所運営ができるよう、地域ぐるみの取組を促進する必要がある。

○避難所における衛生状況の悪化を防ぐため、飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行う体制を整備するとともに、避難生活環境の向上に必要な設備を検討し、計画的に導入・充実を進める必要がある。

○避難所など平時と異なる生活環境下での二次健康被害を防ぐため、必要なケア体制の構築を図るとともに、相談窓口の設置、対応に伴う留意事項など明らかにしておく必要がある。

○災害時には多くの動物が飼い主とともに避難所等に避難してくることが予想されることから、ペットの同行避難ルールの普及・啓発や動物のためのスペース確保に努める必要がある。

(感染症対策の推進)

○災害時の感染症の発生・まん延を防ぐため、引き続き、予防接種の対象者へ案内を行い、平時から予防接種の接種率向上を図っていく必要がある。

○村では災害時の感染症対策として、消毒薬、マスク、パーティション、感染防止の普及啓発用のパンフレットを準備しているほか、診療所や保健所と連携し、情報共有を行っている。今後も、重大な感染症の発生に備え、迅速な情報の収集・提供等に対応できる初動体制の構築等が必要である。また、避難所における感染症拡大防止のため、避難所の区分けや個室スペース等の確保、受付窓口や健康観察等での感染兆候の確認による早期発見ができるよう準備を進めておく必要がある。

(要配慮者への支援対策の推進)

○現在、村の福祉・医療複合施設である「やすらぎの里」を福祉避難所として指定しているほか、村内の5箇所の福祉施設と災害時における要配慮者の受入れについて、協定を締結している。福祉避難所の円滑な開設・運営体制の構築を図るため、装備・資機材の充実、備蓄物品の更新等実施していく必要がある。

(トイレ対策、廃棄物処理対策の推進)

○避難生活中の衛生環境の悪化を防ぐため、避難所等におけるトイレ対策を進めるとともに、大規模災害で大量に発生する災害廃棄物の処理体制の構築を図る必要がある。

(応急・復旧活動体制の整備)

○東京都において「東京都広域火葬実施計画」を策定し、民間火葬場や関係団体と協定を締結しているが、村では協定等はなく、大規模災害で一部事務組合の施設が被災し、火葬場が使用不可となることが懸念されるため、広域火葬の実施体制を整備する必要がある。

(地域防災力の向上)

○災害時における公共の安全と秩序維持のため、警察と連携して、地域における防犯力の一層の強化を図る必要がある。

○檜原村社会福祉協議会にて作成した「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、年1回、ボランティアセンター設置運営研修を実施しているが、災害発生した際の運営スタッフの人材確保が課題である。

推進方針（強靱化関連施策）

- 防災拠点施設等における電力の確保
- 避難所運営体制の整備
- 避難所における衛生管理、生活環境の向上
- 避難者の健康管理体制の充実
- 感染症対策の強化
- 福祉避難所の指定、施設整備や備品備蓄の推進
- 災害時トイレ対策の推進
- 災害廃棄物処理体制の構築
- 広域火葬体制の整備
- 地域における防犯体制の構築
- ボランティア受入体制の構築等

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
災害対策・避難所備品購入【再掲】 [檜原村総合計画実施計画]	実施中 (R3 年度)	継続実施 (R8 年度)	総務課
避難生活に伴う二次的な健康被害の予防体制の検討	実施済 (R3 年度)	適宜見直し (R8 年度)	福祉けんこう課
マンホールトイレの設置	0 箇所 (R3 年度)	1 箇所 (R8 年度)	産業環境課
振り込め詐欺防止機能付き電話機設置事業 [檜原村総合計画実施計画]	10 件/年 (R3 年度)	35 件/年 (R8 年度)	総務課
防犯協会への補助金 [檜原村総合計画実施計画]	1 件/年 (R3 年度)	1 件/年 (R8 年度)	総務課

(3) 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価のポイント

(公共施設等の老朽化、長寿命化対策の推進)

○村内の主要な公共施設の耐震化は完了している。一方で、建築から30年以上経過している公共施設が多いことから、老朽化対策が不可欠である。

(防災拠点施設の耐災害性の向上)

○役場本庁舎の自家発電設備は燃料タンクが小さく、稼働時間が短いため、燃料タンクの増設を検討する必要がある。また、太陽光発電設備を設置しているが、必要とされる電力量に達していないため、災害時に電力が不足する事態が懸念される。災害時の電力供給遮断などの非常時に備え、施設の新設や大規模改修といった機会に自立・分散型エネルギー等の導入に努めるとともに、民間施設への導入促進を図る必要がある。

(情報システム基盤の整備)

○行政情報等については主に村外にあるデータセンター（クラウド化）で管理しているが、山間地のため、災害時の倒木等によるデータセンターとの接続回線の保持や、インターネット回線が断線した場合の速やかな復旧等について対応方策を検討する必要がある。

(応急・復旧活動体制の整備)

○大規模災害等が発生した場合でも行政機能不全に陥らないよう、業務継続計画（BCP）の策定及び継続的な見直しを行うとともに、消防、警察等防災関係機関と連携して災害に即した実践的な実動訓練及び図上訓練を実施し、応急対処能力の向上等を図る必要がある。

○大規模広域災害に備え、多摩地域の29市町、神奈川県真鶴町と災害時の相互応援協定を締結しているほか、関係機関からのリエゾン等の職員派遣の協定を締結している。災害時の相互応援協定に基づく支援を円滑に受け入れられるよう、受援計画の策定等により、活動体制の整備を図る必要がある。

推進方針（強靱化関連施策）

- 公共建築物の耐震対策、老朽化・長寿命化対策の推進
- 防災拠点施設等における電力の確保
- 自立・分散型エネルギー等の導入の推進
- 情報システムの耐災害性の確保
- 業務継続体制の整備
- 相互応援体制の推進、受援計画の策定

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
役場本庁舎自家発電設備燃料タンク増設	0件 (R3年度)	1件 (R8年度)	総務課
再生可能エネルギーを導入した公共施設	3施設 (R3年度)	5施設 (R8年度)	産業環境課
受援計画の策定	未策定 (R3年度)	策定 (R8年度)	総務課

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

脆弱性評価のポイント

(防災拠点施設の耐災害性の向上)

- 役場本庁舎の自家発電設備は燃料タンクが小さく、稼働時間が短いため、燃料タンクの増設を検討する必要がある。また、太陽光発電設備を設置しているが、必要とされる電力量に達していないため、災害時に電力が不足する事態が懸念される。災害時の電力供給遮断などの非常時に備え、施設の新設や大規模改修といった機会に自立・分散型エネルギー等の導入に努めるとともに、民間施設への導入促進を図る必要がある。
- 福祉避難所としてやすらぎの里が指定されたが、現状としては消火栓、防火シャッターの稼働程度の非常電源のみで、災害時はそれ以外の機能は果たしていないことから、福祉避難所として整備するため、自家発電の設置等を検討する必要がある。
- 避難所である教育施設には、ほぼ非常電源の設備が整っていない状況である。今後、庁舎や避難所等の防災拠点施設について、緊急時に備え設備の維持管理等を引き続き実施するとともに、コージェネレーションシステムの導入など、防災機能の充実を図る必要がある。

(情報通信基盤の整備)

- 他機関との連絡用として、東京都が整備した防災無線のほか、村で村内の情報伝達手段として、防災行政無線（同報系・移動系）を整備している。防災行政無線については、山間地のため電波の届かない場所があり、また、防災行政無線（移動系）については、データ通信を行えないため、映像等の通信が不可能。アナログ波であり、アナログ波が令和6年12月に停波するため、デジタル化やI C P無線等の代替通信手段の確保が必要である。

推進方針（強靱化関連施策）

- 防災拠点施設等における電力の確保
- 情報通信基盤の整備
- 自立・分散型エネルギー等の導入の推進

■ 重要業績指標（K P I）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
役場本庁舎自家発電設備燃料タンク増設【再掲】	0 件 (R3 年度)	1 件 (R8 年度)	総務課
やすらぎの里の非常用発電設備の整備【再掲】	0 基 (R3 年度)	1 基 (R8 年度)	福祉けんこう課
再生可能エネルギーを導入した公共施設【再掲】	3 施設 (R3 年度)	5 施設 (R8 年度)	産業環境課
防災無線移動系デジタル化事業【再掲】 [檜原村総合計画実施計画]	0 式 (R3 年度)	1 式 (R6 年度)	総務課

4-2 災害時に活用する情報サービスの機能停止等により情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性評価のポイント

(情報伝達手段の多様化、情報入手環境の整備)

- 災害情報の伝達に当たっては、防災行政無線（同報系・移動系）、行政情報メール、エリアメール、村ホームページのほか、消防団員による広報活動により行っているが、防災行政無線や携帯電話等の基地局等の被災などを想定した多様な情報伝達手段を検討する必要がある。
- 指定避難所や福祉避難所となり得る施設の情報入手環境は固定電話、携帯電話が中心となっている。災害時には停電や電話不通等により住民の情報収集に支障をきたすことが想定されるため、現状の情報入手手段以外の新たな入手環境を検討・構築する必要がある。

(情報収集・伝達体制の整備)

- 災害時における応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、防災関係機関との相互連絡体制を確立するとともに、住民等への適切かつ迅速な災害広報を行う体制を整備していく必要がある。

(地域防災力の向上、要配慮者への支援対策の推進)

- 地域防災力向上のため、引き続き、自主防災組織の設立・活性化に取り組むとともに、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）に基づき、避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画の策定に向けた取組を推進する必要がある。
- 村内は土砂災害警戒区域が多く、要配慮者利用施設等もその区域内にあるため、避難確保計画の策定と避難訓練の実施の義務化を踏まえた状況の確認を行う必要がある。また、未作成の施設に対しては助言等の支援を行い、避難経路や避難先について、より具体的で実効性のある計画の策定を促進する必要がある。
- 観光客をはじめとする地理的に不慣れな来村者や外国人が発災時に適切に避難行動をとれるよう、多言語化・ピクトグラム表示の避難所等の標識設置を進める必要がある。また、外国人が利用する飲食店や民宿・旅館等による避難誘導が重要となることから、立入検査や防災訓練等の際に外国人の避難誘導方法や防災マップの常備等について指導していく必要がある。

推進方針（強靱化関連施策）

- 災害情報伝達手段の多様化
- 避難行動要支援者避難支援体制の充実
- 災害情報入手環境の整備
- 要配慮者利用施設における避難確保策定の作成、訓練実施の促進
- 情報収集・伝達体制の整備
- 外国人旅行者にも対応した観光施設等における災害情報の伝達
- 自助・共助の取組推進

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
避難所や庁舎等の防災拠点における公衆無線LANの導入	2箇所 (R3年度)	4箇所 (R8年度)	総務課
避難行動要支援者個別避難計画の策定	0件 (R3年度)	50件 (R8年度)	総務課 福祉けんこう課
多言語化・ピクトグラム表示の避難所等の標識設置	0箇所 (R3年度)	5箇所 (R8年度)	産業環境課
民宿・旅館等に常備できる外国人の避難誘導方法や防災マップの常備等の多言語化の冊子作成	0種類 (R3年度)	1種類 (R8年度)	産業環境課

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による生産活動への影響及び社会経済活動の低下

脆弱性評価のポイント

(ライフライン施設等の耐災害性の向上)

○災害時においても電気・ガス等のエネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設や設備等の耐震化、燃料備蓄、応急復旧体制の整備等の対策を促進するほか、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と村との連絡体制を強化する必要がある。

(農林業基盤・施設等の整備)

○農地については、遊休農地等対策会を令和元年度に組織し検討を行っているが、高齢化や過疎化による後継者不足等により、農地の適正管理がなされていない圃場も数多く見受けられ、更なる対策が必要である。なお、生産意欲の低下を招く獣害について、電気柵等による対策を行っているが、被害を完全に抑えることには至っていない。

○農業用水路は村内で1箇所が確認されており（笹野地区で個人管理：田んぼ用）、畑に関しては各個で対応している。

(道路・交通の確保)

○管内の村道等は路線と路線を繋ぐバイパス道がほとんどなく、災害により道路が寸断された場合に孤立化するリスクが高い状況である。サプライチェーンの寸断を防止するため、都道の更なる整備を促すとともに、補完する村道や農林道も含めた道路ネットワークの確保を図る必要がある。

(地域防災力の向上)

○村内事業者等の防災力向上のため、自衛消防隊の結成や事業継続計画（BCP）の作成を促進するとともに、事業者等が自衛活動にとどまることなく、近隣地域での発災に対しても自発的な応援活動を行うなどの「共助」による取組を推進する必要がある。

推進方針（強靱化関連施策）

- ライフライン施設の耐震化等の促進、各機関等との連携強化
- 道路ネットワーク機能の確保
- 農地・農業水利施設等の適切な保全管理
- 企業防災の促進

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
遊休農地等対策会の開催 [檜原村総合計画、檜原村第2期人口ビジョン・総合戦略]	3回/年 (R3年度)	3回/年 (R8年度)	産業環境課
獣害用農作物防護柵の実証試験設置 [檜原村総合計画、檜原村第2期人口ビジョン・総合戦略]	3箇所 (R3年度)	3箇所 (R8年度)	産業環境課
村道、林道等の整備・保守【再掲】	実施中 (R3年度)	継続実施 (R8年度)	産業環境課

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・L P ガスサプライチェーンの機能の停止

脆弱性評価のポイント

(ライフライン施設等の耐災害性の向上)

○災害時においても電気・ガス等のエネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設や設備等の耐震化、燃料備蓄、応急復旧体制の整備等の対策を促進するほか、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と村との連絡体制を強化する必要がある。

(防災拠点施設の耐災害性の向上)

○役場本庁舎に太陽光発電設備を設置しているが、必要とされる電力量に達していないため、災害時に電力が不足する事態が懸念される。災害時の電力供給遮断などの非常時に備え、施設の新設や大規模改修といった機会に自立・分散型エネルギー等の導入に努めるとともに、民間施設への導入促進を図る必要がある。

(物資の調達・供給対策の推進)

○村内3箇所の石油燃料事業者等と災害時における燃料供給の協定を締結している。引き続き、協定に基づく優先的な燃料供給について、防災拠点となる施設、医療機関等の住所や設備状況に関する共有を進めるとともに、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく必要がある。

推進方針（強靱化関連施策）

- ライフライン施設の耐震化等の促進、各機関等との連携強化
- 石油燃料の確保
- 自立・分散型エネルギー等の導入の推進

■ 重要業績指標（K P I）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
再生可能エネルギーを導入した公共施設【再掲】	3 施設 (R3 年度)	5 施設 (R8 年度)	産業環境課

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

脆弱性評価のポイント

(ライフライン施設等の耐災害性の向上)

○平成20年度から配水管の布設替えを実施し、耐震化・老朽化対策を実施している。全ての配水管の布設替えを完了するには長期間を要し、多額の費用が必要になる。

(応急・復旧活動体制の整備)

○災害時における応急給水や上水道施設の応急復旧を円滑に実施できるよう、引き続き給水用資材の整備に努めるとともに、他水道事業者や民間団体との協定締結を進めるなど、体制の構築を図っていく必要がある。

推進方針（強靱化関連施策）

○上水道施設の耐震化、老朽化対策の推進

○応急給水、水道事業実施体制等の整備

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
上水道管きよの耐震化【再掲】	30.2% (R3 年度)	40% (R8 年度)	産業環境課
組立式給水タンクの整備【再掲】	0 基 (R3 年度)	1 基 (R8 年度)	産業環境課

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価のポイント

(ライフライン施設等の耐災害性の向上)

○下水道施設は事業の着工が1999年（平成11年度）からと比較的最近であり、整備時に耐震化がなされている。今後も、ストックマネジメント計画に基づいて計画的な維持管理を行っていく必要がある。

(応急・復旧活動体制の整備)

○大規模地震等により下水道がその機能を果たすことができなくなると住民の生活環境に重大な支障が生じる。災害等に伴う影響を最小限に抑え、速やかに下水道機能の復旧を図るため、下水道BCPの策定を推進する必要がある。

(トイレ対策の推進)

○自治会ごとに設置している防災備蓄庫にトイレ凝固セットを配備しているほか、東京都下水道局と災害時のし尿の八王子水再生センターへの搬入に係る協定を締結している。引き続き災害発生時における排水処理機能の不全に備え、避難所等におけるトイレ対策を進める必要がある。

推進方針（強靱化関連施策）

- 下水道施設の耐震化及び維持管理
- 下水道業務継続体制の整備
- 災害時トイレ対策の推進

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
下水道マンホール蓋の更新	0箇所 (R3年度)	20箇所 (R8年度)	産業環境課
マンホールトイレの設置【再掲】	0箇所 (R3年度)	1箇所 (R8年度)	産業環境課

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

脆弱性評価のポイント

(道路・交通の確保)

- 管内の村道等は路線と路線を繋ぐバイパス道がほとんどなく、災害により道路が寸断された場合に孤立化するリスクが高い状況であるため、都道の更なる整備を促すとともに、補完する村道や農林道も含めた道路ネットワークの確保を図る必要がある。
- 生活道を併用している農林道を重点に東京都の補助金を活用した改良工事により災害防除に取り組んでいるが、路線延長が長く、また、老朽化も進んでおり、対策工事が追い付いていない状況である。
- 道路等での災害発生時は、管内建設業者へ緊急工事施工など依頼し、対処しているが、管内建設業者数が減少しており、同時に複数箇所での被害発生時には、緊急対応に時間が要することが懸念される。
- 村内の公共交通は、路線バス・デマンドバス（一部地域限定）となっており、災害時の運行については、運行事業者、村、東京都等関係機関が連携し、運行状況を把握し運休する場合には、防災行政無線、メール配信により周知している。村内を走る路線バスは全て都道を運行するため、崩落等により都道が途絶した場合の交通手段の確保について検討しておく必要がある。

推進方針（強靱化関連施策）

- 道路ネットワーク機能の確保
- 農林道等の保全対策の推進
- 災害対応に不可欠な建設業との連携
- 路線バス等地域公共交通の確保

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
村道、林道等の整備・保守【再掲】	実施中 (R3 年度)	継続実施 (R8 年度)	産業環境課
新規林道整備【再掲】 [檜原村第2期人口ビジョン・総合戦略]	2 路線 (R3 年度)	継続実施 (R8 年度)	産業環境課

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

脆弱性評価のポイント

(火災等の防止対策の推進)

- 村内の住宅について、火災報知器の設置補助を行い、設置率100%を達成している。火災発生防止のため、引き続き火災報知器の点検・交換のための補助を継続していく必要がある。
- 山間地という特性から、消火栓のみならず、水利道や防火水槽の設置を行っており、引き続き消防水利の更なる充実や山林等への飛び火防火帯の整備について検討していく必要がある。

(地域防災力の向上)

- 消防団における消防力の向上を推進するとともに、各事業所、自治会等での訓練や消防団による広報活動を通じ、地域における初期消火体制の整備を図る必要がある。
- 消防団員の減少及び地域住民の高齢化、人口減少に対応するため、引き続き「檜原村総合計画」及び「檜原村地域防災計画」に基づく防災対策事業を着実に実施し、地域防災力の向上を図る必要がある。
- 村内事業者等の防災力向上のため、自衛消防隊の結成や事業継続計画（BCP）の作成を促進するとともに、事業者等が自衛活動にとどまることなく、近隣地域での発災に対しても自発的な応援活動を行うなどの「共助」による取組を推進する必要がある。

推進方針（強靱化関連施策）

- 火災の発生予防
- 初期消火体制の整備
- 企業防災の促進
- 出火・延焼の抑制
- 自助・共助の取組推進

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
住宅用火災報知器点検交換事業【再掲】 [檜原村総合計画実施計画]	30世帯/年 (R3年度)	30世帯/年 (R4年度)	総務課
消防積載車の更新【再掲】 [檜原村総合計画実施計画]	0台 (R3年度)	4台 (R8年度)	総務課
消防備品の購入【再掲】 [檜原村総合計画実施計画]	実施中 (R3年度)	継続実施 (R8年度)	総務課
消防機具庫の建設(更新)【再掲】 [檜原村総合計画実施計画]	0棟 (R3年度)	1棟 (R8年度)	総務課

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び大雪等に伴う交通麻痺

脆弱性評価のポイント

(市街地等の防災力の向上)

- 特定緊急輸送道路を閉塞するおそれのある沿道建築物（対象4棟）については、所有者が行う耐震改修等に要する費用を助成する制度の対象となっているが、空家化などにより、耐震化が困難となっている。
- 空家の所在地と損傷度について調査を行う空家現地調査を行い、村内空家の把握を行うとともに、管理不全な空家防止のため、所有者へ適切な管理を促すための案内等を送付している。引き続き取組を継続するとともに、空家の発生を抑制するため、住民等との情報共有体制の構築に努めるとともに、空家の流通・利活用の促進を図る必要がある。
- 管理不全な空家については、適切な管理や解体等を促す通知等を送付している。特定空家等については、関係法令等に基づき適切な処置を行い、所有者等に強く働きかける取組が必要である。

(道路・交通の確保)

- 道路等での災害発生時は、管内建設業者へ緊急工事施工など依頼し、対処しているが、管内建設業者数が減少しており、同時に複数箇所での被害発生時には、緊急対応に時間が要することが懸念される。
- 建設業者へ村道等の除雪業務を委託しているが、管内建設業者数が減少しており、管内全体の除雪作業の早期着手が難しくなっている。また、村道等沿道への凍結防止剤の設置、自治会への除雪作業に対する補助を行っているが、高齢化や人口減少による人手不足により住民による凍結防止剤散布や自治会での除雪作業実施が困難となりつつあることから、地域における除雪作業力の向上を図っていく必要がある。

推進方針（強靱化関連施策）

- 無電柱化の推進、沿道建築物等の安全対策
- 空家対策の推進
- 災害対応に不可欠な建設業との連携
- 除雪体制の整備、路面の凍結防止対策

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
空家登録件数【再掲】 [檜原村第2期人口ビジョン・総合戦略]	9件 (R3年度)	10件 (R6年度)	企画財政課

7-3 防災施設等の損壊・機能不全、大規模な火山噴火による二次災害の発生

脆弱性評価のポイント

(河川施設等の整備推進)

○本村は急峻地形であるため、管理する普通河川の氾濫による浸水被害の発生箇所は限定的と考えられる。一方で、護岸の根継ぎ補修等を実施しているが、荒廃している河川も見受けられるため、要補修箇所の早期の発見・補修を実施していく必要がある。

(土砂災害警戒区域における対策の促進)

○砂防三法及び治山事業に係る土砂災害防止施設の整備については、東京都の所管となっているが、管内全域が土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定されている状況であるため、土砂災害防止施設の全面整備は困難な状況である。引き続き、東京都に対する治山事業実施に向けた要望を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内に立地する住宅の安全対策を推進する必要がある。

(火山災害への備え)

○富士山噴火による火山災害が発生した場合、火山噴火降灰等により住民等の日常生活への影響も計り知れないことから、東京都等と連携し、平常時から対応方策を検討しておく必要がある。

(応急・復旧活動体制の整備)

○大規模広域災害に備え、多摩地域の29市町、神奈川県真鶴町と災害時の相互応援協定を締結しているほか、関係機関からのリエゾン等の職員派遣の協定を締結しているが、災害時の相互応援協定に基づく支援を円滑に受け入れられるよう、受援計画の策定を進める必要がある。

推進方針（強靱化関連施策）

- 河川管理施設の整備推進
- 富士山大規模噴火時の火山災害対策の推進
- 土砂災害防止施設の整備促進
- 相互応援体制の推進、受援計画の策定

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
住宅・建築物土砂災害対策改修補助金【再掲】 [檜原村総合計画実施計画]	0件 (R3年度)	10件 (R8年度)	総務課
受援計画の策定【再掲】	未策定 (R3年度)	策定 (R8年度)	総務課

7-4 有害物質の大規模拡散・流出、農地・森林等の被害による地域の荒廃

脆弱性評価のポイント

(環境保全)

○高圧ガスや危険物等を貯蔵、取り扱っている施設の被災は周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、引き続き水質汚濁防止法を所管している東京都等と連携し、事業場の情報共有を行い、事故発生時の対応マニュアル等の整備を行っていく必要がある。

(農林業基盤・施設等の整備)

○農地については、遊休農地等対策会を令和元年度に組織し検討を行っているが、高齢化や過疎化による後継者不足等により農地の適正管理がなされていない圃場も数多く見受けられ、更なる対策が必要である。

(森林の保全)

○引き続き森林整備を推進するほか、今後も森林整備が見込まれない荒廃林については、森林経営管理制度による所有者意向調査の結果を踏まえた上で、村の管理として整備していくことも必要である。

○猟友会（檜原村）に委託し、有害鳥獣の駆除としてサルやイノシシ、シカ等の捕獲を進めているが、被害は横ばいとなっており、更なる対策が必要である。

○個人が電気柵等を設置する場合、材料費に対しての補助金を交付しながら対策しているものの、その被害は続いており、高齢化により個人での設置が難しいとの意見もある中で、補助内容の見直し等も検討が必要である。

推進方針（強靱化関連施策）

- 有害物質の拡散・流出防止の推進
- 森林の多面的機能の保全
- 農地・農業水利施設等の適切な保全管理
- 有害鳥獣被害対策の推進

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
遊休農地等対策会の開催【再掲】 [檜原村総合計画、檜原村第2期人口ビジョン・総合戦略]	3回/年 (R3年度)	3回/年 (R8年度)	産業環境課
獣害用農作物防護柵の実証試験設置【再掲】 [檜原村総合計画、檜原村第2期人口ビジョン・総合戦略]	3箇所 (R3年度)	3箇所 (R8年度)	産業環境課
森林再生事業等による森林整備面積【再掲】 [檜原村総合計画]	120ha/年 (R3年度)	120ha/年 (R8年度)	産業環境課
水の浸透を高める事業等による枝打ち面積【再掲】 [檜原村総合計画]	15ha/年 (R3年度)	15ha/年 (R8年度)	産業環境課
森林環境譲与税を活用した森林整備面積【再掲】	-ha (R3年度)	50ha (R8年度)	産業環境課
シカ捕獲頭数【再掲】 [檜原村総合計画]	150頭/年 (R3年度)	170頭/年 (R8年度)	産業環境課
有害鳥獣(サル・イノシシ)捕獲頭数 [檜原村総合計画]	40頭/年 (R3年度)	60頭/年 (R8年度)	産業環境課
獣害対策に関する講演会の開催 [檜原村総合計画]	1回/年 (R3年度)	1回/年 (R8年度)	産業環境課

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞や復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けた事前準備の不足等により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価のポイント

(廃棄物処理対策の推進)

○大規模災害で大量に発生する災害廃棄物については、発災直後からの仮置場の設置、廃棄物の受入れ、収集運搬、処理・処分などを円滑に進め、復旧・復興の妨げにならないようにすることが重要となるため、「廃棄物処理計画」の策定を進めるとともに、その処理体制を整備しておく必要がある。

(復興体制の整備)

○災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには土地境界を明確にしておくことが重要となるが、管内の面積は広く調査に期間を要し、また、所有者不明など筆界の確認ができないケースが見受けられる。

○大規模災害に見舞われたとしても、速やかな復興が図られるよう、復興時に関係する団体や組織との連携体制の構築、復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の確保など、復興体制の整備について検討しておく必要がある。

(地域防災力の向上)

○災害時に専門的な技術を要する支援活動と、一般のボランティア活動が相互に連携（役割分担）し、被災者ができるだけ早期に生活再建できるよう、ボランティア活動が円滑に行える体制の構築を図っていく必要がある。

推進方針（強靱化関連施策）

- 災害廃棄物処理体制の構築
- 地籍調査の推進
- 復興体制の整備
- ボランティア受入体制の構築等

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
災害廃棄物処理計画の策定	策定中 (R3 年度)	適宜見直し (R8 年度)	産業環境課
地質調査の実施 [国土調査事業第7次十箇年計画]	上元郷地区 (R3 年度)	藤倉地区 (R8 年度)	産業環境課
復興体制の整備の検討	未実施 (R3 年度)	実施 (R8 年度)	総務課

8-2 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、風評被害等による地域形成、地域経済等への甚大な影響

脆弱性評価のポイント

(文化財の保護)

○村所有の文化財（建物）については、令和3年度中に耐震補強工事や自動火災警報装置・消火設備の設置が完了する見込みである。文化財の喪失を防ぐため、文化財の所有者等に文化財の耐震化についての意識向上を図るとともに、平時から住民の文化財保護意識を醸成する必要がある。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化、被災者支援)

○地域住民の組織として村内26地区に自治会が組織されており、防災訓練の際には、消防団と協力して防災訓練を実施している。一方で、自治会によっては、高齢化や人口減少により自治会組織としての機能低下や地域コミュニティの維持が困難となることが想定される。

○被災者の住宅再建、生活再建が滞ることのないよう、その基本となる罹災証明書の交付を迅速に実施できる体制の整備を進めるとともに、災害発生時において、被災者の住宅等を円滑かつ迅速に供給できるよう対応していく必要がある。

(風評被害の防止)

○災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。

推進方針（強靱化関連施策）

- 文化財保護対策の推進
- 早期の住宅再建等の支援
- 地域コミュニティ機能の維持・活性化
- 風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信

■ 重要業績指標（KPI）

指標 [関連計画]	現状	目標等	所管
村所有文化財の定期的な防災訓練の実施	1回/年 (R3年度)	1回/年 (R8年度)	教育課
地域の自主的な村おこし事業への取組の推進 [檜原村第2期人口ビジョン・総合戦略]	実施中 (R3年度)	継続実施 (R8年度)	企画財政課
仮設住宅建設候補地の選定	1箇所 (R3年度)	新たな適地の検討 (R8年度)	総務課

2 施策の重点化

強靱化の推進に当たっては、財源的な制約の中で本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮して施策の重点化を図る必要がある。このため、本村が直面するリスクを踏まえ、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ・緊急度、また、「第5次檜原村総合計画」に沿った取組や都地域計画と調和を図りながら、重点化すべき起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を選定した。

重点化する「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」は次表のとおりとし、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、必要に応じて重点化の見直しや新たな設定を行うものとする。

■ 重点化する起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
IV III II I. 迅速な復旧復興が図られること 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 人命の保護が最大限図られること 村及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化、被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-2	災害時に活用する情報サービスの機能停止等により情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び大雪等に伴う交通麻痺
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞や復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けた事前準備の不足等により復興が大幅に遅れる事態

第5章 強靱化関連施策・事業

7つの強靱化に関する施策分野ごとに、最悪の事態回避に向けた推進する施策・事業を掲載する。各施策分野の関連施策は、基本目標及び事前に備えるべき目標に照らし、必要な対応を施策の分野ごとにまとめたものである。それぞれの分野間には相互依存関係があるため、各分野における施策の推進に当たっては、所管部署を明確にした上で全庁的な推進体制を構築して関連する情報や進捗管理を共有し、また、必要に応じて関係する他の機関等と積極的に協議するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮するものとする。

※) の数字は該当するリスクシナリオを示す。

1 行政機能

(公共建築物の耐震対策、老朽化・長寿命化対策の推進)

1-1) 3-1)

- 「檜原村公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的に耐震化・老朽化対策を推進する。
[総務課]

(防災拠点施設等における電力の確保)

2-5) 3-1) 4-1)

- 役場本庁舎の自家発電設備について、72時間稼働できるよう燃料タンクの増設を検討する。
- 各指定避難所に配備しているガス式発電機の発電量不足に備え、避難所運営に必要な電力量の確保方策の検討を進める。また、福祉避難所については、防災所管部署、福祉所管部署双方で調整し、自家発電の設置に向けて取り組む。
- 防災拠点施設については、緊急時に備え、設備の維持管理等を引き続き実施するとともに、コージェネレーションシステムの導入など、防災機能の充実を図る。
[総務課、福祉けんこう課産業環境課、教育課]

(自立・分散型エネルギー等の導入の推進)

3-1) 4-1) 6-1)

- 今後、太陽光以外の自立・分散型エネルギー等の施設整備の検討を進める。
[総務課、産業環境課]

(火災の発生予防)

1-2) 7-1)

- 火災発生防止のため、火災報知器の設置補助、点検・交換のための補助を継続して行う。
[総務課]

■ 関連主要事業

事業名	住宅用火災報知器点検交換事業	取組主体	檜原村
事業の概要等	村内の住宅に設置してある住宅用火災報知器の点検及び交換に要する費用を村が負担又は補助する。	箇所	30 世帯
		数量	150 個
		期間	R4 年度末まで
		総事業費	690 千円

○消防団の車両、装備品等の充実を図る。

○消防署や消防団のみならず地域住民が初期消火に当たれるよう、引き続き、各事業所における自衛消防訓練や自治会等における消火器による初期消火訓練の実施を促進するとともに、消防団による広報活動を通じて火災予防の普及・啓発に努める。

[総務課]

■ 関連主要事業

事業名	消防積載車の更新	取組主体	檜原村
事業の概要等	消防団に配備している消防積載車を更新する。	箇所	4箇所
		数量	4台
		期間	R4年度～R8年度
		総事業費	54,000千円

事業名	消防備品の購入	取組主体	檜原村
事業の概要等	消防団に配備する備品を購入する。	箇所	村内全域
		数量	適宜
		期間	R4年度～R8年度
		総事業費	10,000千円

事業名	消防機具庫の建設	取組主体	檜原村
事業の概要等	老朽化した消防団機具庫についての更新・建設工事を行う。	箇所	1箇所
		数量	1棟
		期間	R4年度～R5年度
		総事業費	41,663千円

○土砂災害警戒区域や浸水想定区域の見直しがあった場合など、適宜土砂災害・洪水ハザードマップの見直しを行い、危険地域の住民への周知を図る。また、村の総合防災訓練や東京都の風水害訓練時を活用し、「マイ・タイムライン」の配布・周知を行い、避難するタイミングや経路の確認を呼び掛ける。

○土砂災害特別警戒区域内に立地する住宅所有者に対し、引き続き土砂災害対策に要する外壁・擁壁等の設置に要する費用補助を行うなど、緊急時において安全を確保するための対策を推進する。

○洪水、土砂災害等の各種災害の発生が予想される際に、空振りをおそれず、適切に避難情報を発令できるよう、実災害や国のガイドライン等に応じて適宜見直しを行う。

○気象情報や災害情報を迅速かつ正確に提供できる情報収集・伝達体制の整備を進めるとともに、災害が発生するおそれの高い状況において、住民がとるべき避難行動等の浸透を図る。

○東京都と連携のもと、大規模災害時における隣接市町への広域避難について検討・調整を進める。

[総務課]

■ 関連主要事業

事業名	住宅・建築物土砂災害対策改修補助金	取組主体	檜原村
事業の概要等	土砂災害特別警戒区域内に立地する住宅の増改築等において、土砂災害対策として設置する外壁・擁壁等の設置に要する費用を補助する。	箇所	村内全域
		数量	2箇所/年
		期間	R4年度～R8年度
		総事業費	15,000千円

(タイムラインの作成・運用)

1-3)

○水害に備えたタイムライン策定の検討を進める。

[総務課]

(業務継続体制の整備)

3-1)

○「檜原村地域防災計画」及び「檜原村業務継続計画（策定予定）」に基づき、職員や公共施設が被災した場合にも円滑に復旧・復興業務を行えるよう体制整備を検討する。

[総務課]

(相互応援体制の推進、受援計画の策定)

3-1) 7-3)

○引き続き、災害時の職員派遣等に関する協定締結先の検討を行っていくとともに、災害時の相互応援協定に基づく支援・受援の内容や実施手順、役割分担等を定めた受援計画の策定に向けた検討を進める。

[総務課]

(避難所運営体制の整備)

2-5)

○災害の規模や状況によっては、災害発生からしばらく職員が避難所に到着できないことも想定し、地域住民のみで避難所運営できるようなマニュアル等の整備を行う。

○同行避難やペット用防災用品の備蓄について普及啓発を行う。

[総務課、産業環境課]

(物資調達・供給体制の整備)

2-1)

○村内事業者にとどまらず村外の事業所等との協定締結を推進する。

○村外から支援物資を受け入れる物資集積拠点のほか、災害種別、被害規模、発災季節等の異なる様々な災害に対応できるよう、補完する候補施設を関係機関や民間施設も含めて選定し、受入体制の拡充を図る。

[総務課]

(ヘリコプターによる輸送体制の確保)

2-2) 2-4)

○道路の寸断等に備え、空からの救助・救出や物資の輸送を行う消防防災ヘリコプターをはじめとした、関係機関のヘリコプターとの協力体制を構築していくとともに、新たな災害時臨時離着陸場の確保について検討を進める。

[総務課]

(公的備蓄の充実・確保)

2-1)

○更なる公的備蓄品の充実に向け、備蓄品目について、引き続き検討を行う。

[総務課]

■ 関連主要事業

事業名	非常食の購入	取組主体	檜原村
事業の概要等	村内の自治会ごとに設置してある防災備蓄庫にある非常食の定期的な更新を行う。	箇所	村内全域
		数量	6,000 食
		期間	R4 年度～R8 年度
		総事業費	8,000 千円

事業名	災害対策・避難所備品購入	取組主体	檜原村
事業の概要等	村指定避難所における災害対策及び避難所備品を購入する。	箇所	村内全域
		数量	適宜
		期間	R4 年度～R8 年度
		総事業費	2,500 千円

(住民による備蓄の促進)

2-1) 2-2)

○非常用持ち出しバッグの内容物の定期的な更新について、広報等により周知を行っていく。

[総務課]

(自助・共助の取組推進)

2-3) 4-2) 7-1)

○地域防災力の向上を図るため、引き続き、消防団の人員確保や「檜原村総合計画」及び「檜原村地域防災計画」に基づく防災対策事業に取り組み、地域全体の協力体制、要配慮者支援体制の構築を促進する。

[総務課]

(地域における防犯体制の構築)

2-5)

○防犯カメラの増設等、設置箇所の検討を進める。

○引き続き、警察署、防犯協会と連携し、防犯対策を進める。

[総務課]

■ 関連主要事業

事業名	振り込め詐欺防止機能付き電話機設置事業	取組主体	檜原村
事業の概要等	振り込め詐欺防止機能付き電話機の設置又は購入費の補助を行う。	箇所	35 箇所
		数量	35 台
		期間	R4 年度末まで
		総事業費	645 千円

(ボランティア受入体制の構築等)

2-5) 8-1)

- ボランティアの受入を含む災害ボランティアセンターの人材について検討する。
[檜原村社会福祉協議会]

(復興体制の整備)

8-1)

- 「檜原村地域防災計画」に基づき復興体制の整備について具体的に検討するとともに、基本的データの整備などハード・ソフト面における事前復興（事前準備）の検討を推進する。
[総務課、企画財政課]

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

8-2)

- 自治会組織の統廃合による自治会組織の維持を図る。
- 防災に関係する団体等との連携強化に努める。
- 若い世代の移住・定住促進を強化し、地域コミュニティの活性化を図る。
[企画財政課]

(早期の住宅再建等の支援)

8-2)

- 罹災証明書の迅速な交付やそれに向けた住家の被害認定調査の実施体制の確保に向けた体制整備に努める。
- 災害救助法に基づく住宅応急修繕や公営・村営住宅の空家の提供等、早期の住宅再建等の支援について、引き続き検討を行う。
[総務課、産業環境課]

(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信)

8-2)

- 災害時に正確な情報が発信できるよう体制整備に努める。
[総務課]

2 健康・医療・福祉

(医療施設の機能充実)

2-4)

○本村の医療救護活動の拠点となる「やすらぎの里」全ての電力を確保できる自家発電設備を計画的に整備する。

[福祉けんこう課]

(医療救護体制の充実、広域搬送体制の確保)

2-4)

○災害派遣医療チームDMAT・災害派遣精神医療チームDPATの受入を円滑に行うため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）の活用を進め、受入体制の強化を図る。また、重傷者の対応は、ドクターヘリなどの活用の検討する。

[福祉けんこう課]

(災害時用医薬品等の確保)

2-4)

○災害時に医薬品等を適切かつ迅速に確保できるよう、EMIS（広域災害救急医療情報システム）の活用等を進めるとともに、医薬品・医療資機材の調達体制構築を検討する。

[福祉けんこう課]

(避難所における衛生管理、生活環境の向上)

2-5)

○大人数の避難者を受け入れる小学校及び中学校について、避難所用間仕切りテントと段ボールベッドの配備・管理を行うなど、引き続き避難所における生活環境の向上を図る。

○各衛生用品の確保及び食品衛生管理、トイレの使用環境整備、害虫対策等に関する情報を収集するとともに、避難所における衛生環境、感染症対策についての検討を行う。

○災害時において人員、資機材等の確保等に関する応援・協力が得られるよう、必要に応じて関係機関と協定を締結するほか、対応マニュアルの整備を推進する。

[総務課、福祉けんこう課、産業環境課]

(避難者の健康管理体制の充実)

2-5)

○「災害時保健活動マニュアル」に基づく避難者の健康管理を実施できるよう、健康管理体制の充実に努める。

[福祉けんこう課]

(感染症対策の強化)

2-5)

○感染症対策の普及・啓発用のパンフレットの更新、物品の確保、受付や健康観察で使用する記録用紙の内容の再確認等行い、災害時に備える。また、庁内連携をはじめ、診療所、保健所と情報共有を行っていく。

[福祉けんこう課]

(避難行動要支援者避難支援体制の充実)

4-2)

- 避難行動要支援者名簿への登録と個別支援計画作成の同意が得られた対象者については、令和4年度より順次、個別支援計画を作成し、警察や消防等の関係機関と情報を共有し、災害時は対象者や家族と連絡がとれない状況であったとしても、関係機関が個別支援計画に従い、安全に対象者の避難支援を行える体制を構築する。

[総務課、福祉けんこう課]

(要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、訓練実施の促進)

4-2)

- 土砂災害警戒区域、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定を支援するとともに、計画に基づく訓練実施を促す。

[総務課、福祉けんこう課]

(福祉避難所の指定、施設整備や備品備蓄の推進)

2-5)

- 福祉避難所における備品・備蓄品について、更なる充実を図るよう検討を行う。
- 備蓄物品の更新リスト等により内容の充実を図り、避難者を受け入れるための施設整備、体制整備を行う。

[総務課、福祉けんこう課]

3 情報通信

(情報システムの耐災害性の確保)

3-1)

○引き続き関係機関と連携し、情報システムの耐災害性の確保対策を推進するとともに、災害時における情報システム維持対策の具現化に努める。

[企画財政課]

(情報通信基盤の整備)

2-2) 4-1)

○情報通信設備の適切な運用、保守を行うとともに、防災行政無線（移動系）のデジタル化や I C P 無線等の代替通信手段の確保を推進する。

[総務課]

■ 関連主要事業

事業名	防災無線移動系デジタル化事業	取組主体	檜原村
事業の概要等	防災行政無線（移動系）のデジタル化の実施又は代替通信手段の確保を図る。	箇所	村内全域
		数量	1 式
		期間	R4 年度～R6 年度
		総事業費	130,000 千円

(災害情報伝達手段の多様化)

4-2)

○現在使用している情報伝達手段に加え、IP無線、MCA無線や衛星携帯電話等の様々な伝達手段の検討を行う。

[総務課、企画財政課]

(災害情報入手環境の整備)

4-2)

○避難所等における住民の情報入手環境の整備について検討を進める。

○携帯電話会社に移動系基地局の配備等を要望していくとともに、携帯電話不通時に備え、データ送信による災害情報の収集が行えるよう環境整備を検討する。

[総務課、企画財政課、福祉けんこう課、教育課]

(情報収集・伝達体制の整備)

4-2)

○国や東京都、他市町村、関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、都災害情報システム（D I S）を運用することにより、情報収集・共有の強化を図る。

○村から伝達する避難情報等が有効に住民の避難行動に繋がるよう、避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民等にとって具体的に分かりやすい内容とするよう配慮する。

[総務課]

4 経済・産業

(ライフライン施設の耐震化等の促進、各機関等との連携強化)

5-1) 6-1)

○各ライフライン機関における、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄、自立・分散型エネルギーの導入等の対策を促進するほか、村においても、平時から訓練や連絡会議等を実施し、連携体制を強化する。

[総務課、産業環境課]

(石油燃料の確保)

2-1) 2-4) 6-1)

○石油燃料事業者等との協定に基づく災害時の燃料供給方法について、具体的な手順・方法等の確立を図るとともに、村外の石油燃料等事業者とも災害時における燃料供給の協定の締結に向けた検討を行う。

[総務課]

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

6-4) 7-2)

○被害の想定等を踏まえ、管内の建設業者との災害時応援協定等の締結を検討する。

[産業環境課]

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

5-1) 7-4)

○農地を農地として管理していくため、後継者となり得る新規就農者の育成等を行う。

○新たな獣害防護柵の実証を行い、本村の実情に適したものを検討していく。

[産業環境課]

■ 関連主要事業

事業名	遊休農地等対策事業	取組主体	檜原村
事業の概要等	外部委員も含めた対策会議を開催し、遊休農地の現状把握や今後の取組を検討する。 [檜原村総合計画 P49] [檜原村第2期人口ビジョン・総合戦略 P44]	箇所	村内全域
		数量	3回/年間
		期間	令和4年度～令和8年度
		総事業費	500千円

事業名	獣害用農作物防護柵設置事業	取組主体	檜原村
事業の概要等	これまで設置してこなかった違うタイプの防護柵を試験的に設置し、効果を検証する。設置は3箇所、以降維持管理を行いながら検証作業を実施する。 [檜原村総合計画 P49] [檜原村第2期人口ビジョン・総合戦略 P44]	箇所	村内各地
		数量	3箇所
		期間	令和4年度～令和8年度
		総事業費	1,650千円

○引き続き、農林道等の改良工事や補修工事を進め、保全を図る。

[産業環境課]

○東京都受託事業の効率的な継続した実施や、広報等により新たな対象地の開拓を促進する。

○今後も森林整備が見込まれない放置林について、森林環境譲与税を活用した森林整備を進める。

○シカの捕獲について、猟友会や東京都と連携を図り、捕獲圧を強めていく。

[産業環境課]

■ 関連主要事業

事業名	森林再生事業	取組主体	檜原村・東京都
事業の概要等	整備されず放置されている森林について、森林所有者と東京都が25年間の協定を締結し、その間で2回の間伐作業を実施する。 [檜原村総合計画 P52]	箇所	村内各地
		数量	120ha/年
		期間	令和4年度～令和8年度
		総事業費	400,000千円

事業名	水の浸透を高める枝打ち事業	取組主体	檜原村・東京都
事業の概要等	森林再生事業の実施後3年程度の森林について、森林所有者と東京都が協定を結び、枝打ち作業を実施する。 [檜原村総合計画 P52]	箇所	村内各地
		数量	15ha/年
		期間	令和4年度～令和8年度
		総事業費	150,000千円

事業名	森林経営計画に基づく森林整備事業	取組主体	檜原村
事業の概要等	今後も森林整備が見込まれない放置林について、所有者への意向調査を踏まえ、森林環境譲与税を活用した森林整備を進める。	箇所	村内各地
		数量	50ha
		期間	令和4年度～令和8年度
		総事業費	175,000千円

事業名	シカ害防止対策事業	取組主体	檜原村
事業の概要等	猟友会(檜原村)に委託し、銃器及びくくり罠によるシカの捕獲を実施する。 [檜原村総合計画 P52]	箇所	村内各地
		数量	170頭/年
		期間	令和4年度～令和8年度
		総事業費	15,000千円

- 有害鳥獣の捕獲を継続するとともに、猟友会や東京都とも連携しながら対策を強化していく。
- 農地の所有者にも「自分の畑は自分で守る」意識が高まるような講演会開催や広報活動を行い、住民意識の向上を図る。
- 電気柵補助について、設置費についても考慮するべく検討していく。

[産業環境課]

■ 関連主要事業

事業名	有害鳥獣駆除事業(サル・イノシシ)	取組主体	檜原村
事業の概要等	銃器及びくくり罠による有害鳥獣捕獲を実施する。 [檜原村総合計画 P49]	箇所	村内各地
		数量	40 頭/年
		期間	令和4年度～令和8年度
		総事業費	12,600 千円

事業名	シカ害防止対策事業	取組主体	檜原村
事業の概要等	猟友会(檜原村)に委託し、銃器及びくくり罠によるシカの捕獲を実施する。 [檜原村総合計画 P52]	箇所	村内各地
		数量	170 頭/年
		期間	令和4年度～令和8年度
		総事業費	15,000 千円

事業名	サル追払い事業	取組主体	檜原村
事業の概要等	週4日、猟友会による農地等の見守りを行い、サルを追いかつ。 [檜原村総合計画 P49]	箇所	村内各地
		数量	200 日/年
		期間	令和4年度～令和8年度
		総事業費	22,000 千円

事業名	加害獣侵入防止対策事業	取組主体	檜原村
事業の概要等	個人で設置する電気柵等への材料費補助をする(9割補助:上限240千円)。 [檜原村総合計画 P49]	箇所	村内各地
		数量	20 箇所/年
		期間	令和4年度～令和8年度
		総事業費	10,000 千円

- 都道が途絶した場合の交通手段の確保(代替措置)について、具体的な体制確保の検討を行う。
- 災害時における公共交通の確保や緊急時の体制について、運行事業者と協議を進めるとともに、公共交通が途絶し代替措置を含めた体制が不能となった場合を想定した災害復旧について検討を進める。

[企画財政課]

○多言語化・ピクトグラム表示の避難所等の標識設置の促進を図る。

○民宿・旅館等に常備できる外国人の避難誘導方法や防災マップの常備等の多言語化の冊子作成を推進する。

[産業環境課]

■ 関連主要事業

事業名	多言語化・ピクトグラム表示標識設置	取組主体	檜原村
事業の概要等	多言語化・ピクトグラム表示の避難所等の標識設置の促進を図る。	箇所	各コミュニティセンター
		数量	5箇所
		期間	令和4年度～令和8年度
		総事業費	2,000千円

事業名	多言語化防災マップ等冊子作成	取組主体	檜原村
事業の概要等	飲食店や民宿・旅館等に常備できる外国人の避難誘導方法や防災マップの常備等の多言語化の冊子を作成し、飲食店や民宿・旅館等へ配布する。	箇所	村内の飲食店や民宿・旅館等
		数量	1種類
		期間	令和4年度～令和8年度
		総事業費	2,000千円

○村内事業者へ企業防災の意識啓発を行うよう努める。

[総務課]

5 教育・文化

(文教施設の災害対策の強化)

1-1)

- 「個別施設計画（長寿命化計画）」に基づく計画的な修繕を進め、文教施設の災害対策の強化を推進する。

[教育課]

(文化財保護対策の推進)

8-2)

- 自動火災警報装置・消火設備等の防災設備の保守を適切に行い、機能を維持していく。

[教育課]

■ 関連主要事業

事業名	重要文化財等消防設備保守点検委託	取組主体	檜原村
事業の概要等	重要文化財小林家住宅、登録有形文化財旧高橋家住宅の消防設備保守点検を実施する。	箇所	藤倉地区、人里地区
		数量	2箇所
		期間	令和4年度～
		総事業費	442千円

6 環境

(下水道施設の耐震化及び維持管理)

6-3)

○下水道ストックマネジメント計画に基づき持続的な下水道事業の実現に努めるとともに、計画的な維持管理を行う。

[産業環境課]

(下水道業務継続体制の整備)

6-3)

○簡易版下水道BCPを策定しており、今後も順次改定を行う。

[産業環境課]

(災害時トイレ対策の推進)

2-5) 6-3)

○避難所へのマンホールトイレの設置検討、仮設トイレの調達について業者との協定締結の検討など、現在配備している凝固セット以外のトイレ対策について、防災担当部署、下水道担当部署が連携し、検討を進める。

○東京都下水道局との覚書に基づき八王子水再生センターへの搬入体制を整備するとともに、管きょを所管する市町と協力し、管きょへの搬入体制を整備する。

[総務課、産業環境課]

(広域火葬体制の整備)

2-5)

○大規模災害によって発生した遺体が速やかに火葬できない事態に備え、遺体の安置場所の確保や東京都と連携した広域火葬体制の強化を進める。

[産業環境課]

(災害廃棄物処理体制の構築)

2-5) 8-1)

○「災害廃棄物処理計画」(令和3年度策定)に基づき、必要な資材等の確保等の検討を行い、処理体制の整備を推進する。

[産業環境課]

(有害物質の拡散・流出防止の推進)

7-4)

○引き続き東京都等関係機関と連携を図り、有害物質の拡散・流出防止を推進する。

[産業環境課]

7 まちづくり

(無電柱化の推進、沿道建築物等の安全対策)

1-1) 7-2)

○今後、東京都の補助金を活用した村道の改良工事実施時に無電柱化推進を図る。

○沿道建築物の耐震化については、対象建築物所有者へ耐震化等を促す。

[産業環境課]

(出火・延焼の抑制)

1-2) 7-1)

○消火栓、水利道、防火水槽といった消防水利について、更なる充実を図るとともに、山林等に飛び火しないよう、防火帯の整備について検討を進める。

○消火能力の向上を目指した消防団の装備品等の充実を図る。

[総務課]

(公営住宅の耐震対策、老朽化対策の推進)

1-1)

○「檜原村公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的に耐震化・老朽化対策を実施していく。

○新耐震基準を満たさない住宅については、居住者退去後、除却・建替を行う。

[総務課]

(空家対策の推進)

1-1) 7-2)

○空家の適切な管理の促進のため、自治会等との連携を強化し、情報の共有及び空家等の把握に努める。また、専門家等の相談窓口を紹介するなどの情報提供を行う。

○「檜原村空家等対策計画」に基づき、特定空家等には国が定めた「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）により必要な措置を行う。

○「檜原村定住促進空家活用事業」の適宜の見直し及び空家登録件数を増やすことにより、空家の流通・利活用の促進を図る。

[企画財政課]

■ 関連主要事業

事業名	檜原村定住促進空家活用事業	取組主体	檜原村
事業の概要等	村内の空家を利用することにより、村内の活性化と定住を促進することを目的とした事業であり、空家の利活用を推進するために補助金を交付する。 [檜原村空家等対策計画(第2期) P21]	箇所	村内全域
		数量	30件/年
		期間	令和4年度～令和13年度
		総事業費	60,000千円

(地籍調査の推進)

8-1)

○土地の所有状況を明確にするとともに、土地の有効活用を図るため、着実な地籍調査の実施に努める。

[産業環境課]

(道路ネットワーク機能の確保)

2-1) 2-2) 2-4) 5-1) 6-4)

- 路線と路線を繋ぐバイパス道の整備を推進する。
- 災害時の法面の崩壊による道路の閉塞や落橋など通行が不能となるおそれがある箇所に対する災害防除工事の実施を推進する。
[産業環境課]

(除雪体制の整備、路面の凍結防止対策)

7-2)

- 引き続き凍結防止剤の配布を行うとともに、住民による凍結防止剤散布が困難な箇所については、除雪や凍結防止剤散布を必要に応じて実施する体制を整備する。
- 自治会の除雪機保有を促進し、除雪作業力の向上を図る。
[産業環境課]

(河川管理施設の整備推進)

1-3) 7-3)

- 護岸が河川と道路の兼用工作物であるケースが多く、道路へ被害があることも考えられるため、要補修箇所の早期の発見・補修を推進する。
[産業環境課]

(土砂災害防止施設の整備促進)

1-4) 7-3)

- 土砂災害に係る危険箇所の把握を行うとともに、東京都に対し、治山事業の早期実施に向けた要望を行っていく。
- 土砂災害特別警戒区域内に立地する住宅所有者に対し、引き続き土砂災害対策に要する外壁・擁壁等の設置に要する費用補助を行うなど、緊急時において安全を確保するための対策を推進する。
[総務課、産業環境課]

■ 関連主要事業

事業名	住宅・建築物土砂災害対策改修補助金	取組主体	檜原村
事業の概要等	土砂災害特別警戒区域内に立地する住宅の増改築等において、土砂災害対策として設置する外壁・擁壁等の設置に要する費用を補助する。	箇所	村内全域
		数量	2箇所/年
		期間	令和4年度～令和8年度
		総事業費	15,000千円

(富士山大規模噴火時の火山災害対策の推進)

7-3)

- 「檜原村地域防災計画」に基づき、火山噴火降灰対策等の検討を進める。
[総務課]

(上水道施設の耐震化、老朽化対策の推進)

2-1) 6-2)

- 国・東京都の補助金を活用し、引き続き管路の布設替えの計画的な実施を推進する。
[産業環境課]

- 給水用資材の整備に努める。
- 東京都と連携し、応急給水体制の構築を図る。
[産業環境課]

檜原村国土強靱化地域計画

発行 令和4年3月

編集 檜原村 総務課

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村 467-1

TEL. 042-598-1011（代表）